

成年後見制度利用促進 ニュースレター第 5 号～第 13 号

第 5 号（7 月 6 日発行） 1

1. 第 1 回成年後見制度利用促進専門家会議を開催
2. 超ダイジェスト版！市町村職員を対象とするセミナー

第 6 号（7 月 31 日発行） 7

1. よくある Q&A 特集
2. 成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について

第 7 号（8 月 31 日発行） 13

1. 室長就任の御挨拶
2. 成年後見制度利用促進に係る普通交付税措置の内容について事務連絡を発出
3. 認知機能が十分でない方を対象とした新たな出張法律相談がスタート～法テラス
4. 各地の取組を紹介します！：「千葉県安房地域成年後見勉強会」に参加させていただきました！
5. よくある Q&A：「中核機関設置、市町村計画策定のための「調査」って？

第 8 号（9 月 20 日発行） 20

1. 各地の取組を紹介します！：全国初の「成年後見制度利用促進条例」：志木市
2. よくある Q&A：中核機関に市町村長申立の事務委託ができますか？

第 9 号（10 月 19 日発行） 23

1. 都道府県担当者会議を開催しました
2. 各地の取組を紹介します！：尾張東部成年後見センターの
「成年後見制度利用促進計画策定委員会」に参加させていただきました
3. ご寄稿いただきました：2枚目の名刺は「市民後見人」～墨田区における市民後見人養成の取組
4. 大分市で成年後見センターが本格稼働！
5. 予告：成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー

第 10 号（10 月 25 日発行） 29

1. 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナーを開催します。
2. 各地の取組を紹介します！：直営の地域包括支援センターを活かして権利擁護支援体制を整備
～香川県三豊市

第 11 号（11 月 28 日発行） 33

1. 速報！：成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー（兵庫会場・福岡会場）を開催しました。

第 12 号（1 月 11 日発行） 37

1. 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー（広島会場・仙台会場）を開催しました。
2. よくある質問 IN 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー

第 13 号（3 月 7 日発行） 43

1. 成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入
2. 岐阜県関市、中核機関を設置

平成 30 年 7 月 6 日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第 5 号

第 1 回成年後見制度利用促進 専門家会議を開催



➤ 本号の掲載内容

1. 第 1 回成年後見制度利用促進専門家会議を開催
2. 超ダイジェスト版! 市町村職員を対象とするセミナー

2018 年 7 月 2 日(月)、第 1 回となる「成年後見制度利用促進専門家会議」が開催されました。第 1 回会議では、加藤勝信厚生労働大臣の挨拶の後、委員の互選により大森彌東京大学名誉教授が委員長に選出され、新井誠中央大学教授が委員長代理に指名されました。また、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組の進捗について、関係省庁等から説明を受け、意見交換を行いました。

▶ 1. 「成年後見制度利用促進専門家会議」とは？

これまで、成年後見制度利用促進法の旧第 4 章及び旧第 5 章の規定に基づき、国の基本計画の策定のため、内閣総理大臣を会長とし、関係大臣を委員とする「成年後見制度利用促進会議」と、有識者で構成する「成年後見制度利用促進委員会」が内閣府に設置されていました。

この 2 つの会議は、国の基本計画など国の施策の基本的事項を審議するため時限的に設けられていたものであり、本年 4 月 1 日に廃止となりました。これらの会議の後継組織として、成

年後見制度利用促進法第 13 条の規定により、厚生労働省を事務局とする新たな会議が設置されました。これが、「成年後見制度利用促進会議（法務大臣・厚生労働大臣・総務大臣で構成）」及び「成年後見制度利用促進専門家会議（有識者で構成）」です。



委員長に選任された
大森彌東京大学名誉教授

（参考）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 30 年 4 月 1 日以降）

- 第 13 条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、**成年後見制度利用促進会議**を設けるものとする。
- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する**成年後見制度利用促進専門家会議**を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

成年後見制度利用促進専門家会議の資料は、以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。

厚生労働省ホームページ＞ホーム＞政策について＞審議会・研究会等＞成年後見制度利用促進専門家会議

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

2. 専門家会議では何が議論されるのですか？

専門家会議には、厚生労働省内の関係部局、法務省、総務省などの関係省庁、最高裁判所事務総局が事務局として参画し、国全体の施策の方向性等につき議論が行われます。

今後、基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について把握・評価を行い、必要な対応を検討していきます。特に、基本計画(平成 29 年度～平成 33 年度)の中間年度である平成 31 年度には、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題を整理・検討することを予定しています。

3. 第 1 回会議のポイントは？

第 1 回会議では基本計画に基づく各施策の進捗状況について、関係省庁等から報告を行い、委員の間で質疑、意見交換等を行いました。

資料 7 により、基本計画策定後のこれまでの施策の進捗と、今後の予定についての説明が行われました。委員からは、中核機関の設置運営費用や市町村計画策定費用に係る地方交付税措置の内容(金額)についての質問などが出されました(※後日、厚労省 HP で議事録を公表します)。また、第 1 号でもご寄稿いただいた

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」についての概要版(資料 12)による報告に対しては、「『手引き』を読み込んだ自治体ほど、中核機関設置の取組が加速してきていると感じている」、「都道府県による支援も極めて重要」などの委員意見が出されました。

4. 資料をご覧ください

専門家会議の資料や議事録は、できる限り速やかに厚生労働省 HP (P.1 参照) に掲載するようにします。各自治体におかれては、今回の会議でも議題に上った平成 30 年度創設の地方交付税措置や「手引き」を活用し、最新の国の議論も参照しつつ、中核機関設置や市町村計画策定に向けて検討を進めていただければ幸いです。

今回の会議では、非常に多くの資料が提出されましたが、まずは資料 7 で施策の全体像を確認の上、資料 8～15 までの関係省庁等からの報告を確認いただくと、より分かりやすいと思います。特に重要な報告については、本ニュースレターでも随時取り上げていく予定です。

成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況

- ・成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組の進捗について〔資料 7〕

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・成年後見制度における診断書の見直しについて〔資料 10〕
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン〔資料 13〕
- ・「障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン」の概要〔資料 14〕
- ・大阪意思決定支援研究会 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン〔資料 15〕

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き(概要)〔資料 12〕

不正防止の徹底と利用しやすいとの調和

- ・成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書〔資料 9〕

成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

- ・医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究報告〔資料 11〕

成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要〔資料 8〕

2. 超ダイジェスト版！市町村職員を対象とするセミナー

平成30年6月19日（火）に開催された第135回市町村職員を対象とするセミナー（地域における成年後見人制度利用促進に向けた体制準備について）。そのポイントを「報告形式」でお伝えします。

※ 以下内容は当日のアンケート結果等を当室で再編集したものであり、特定個人の感想・意見を表すものではありません。

セミナー資料は右の厚生労働省ホームページに掲載。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212941.html>



この間の市町村セミナーに参加したそうですね。



そうそう、行ってきたんですよ。報告しますね。

（１）地域福祉行政の視点からみた成年後見制度利用促進基本計画

冒頭の行政説明では、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制（我が事・丸ごと）」と、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の関係について説明がありました。「丸ごと」受け止める場で権利擁護支援のニーズに気づき、中核機関へとつないでいく重要性が強調されていたように思います。

【「我が事・丸ごと」と権利擁護支援】

- 支え合いだけでは解決しにくい権利擁護支援の課題※を早期対応していくことで、その人らしい生活が継続していくこと
- 支え合う住民も、安心して生活していくことができること
- ※ 法的課題整理、権利救済や権利行使支援、意思決定支援など

また、基本計画で国が進めようとしている施策の方向性（3点のポイント）が改めて説明され、高齢者・障害者が自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない状態になっても、安心して地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現に向け、「権利擁護」と「意思決定支援」を担うネットワークづくりを地域で進めることが中核機関設置の目的であることや、「成年後見の利用促進」は、「権利擁護」の「手段」として進められるべき政策である（制度の促進自体が目的ではない）、との考え方が説明されていました。

【基本計画のポイント】

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすいさの調和



【「成年後見制度利用促進」の考え方】

推進し、達成されるべきこと
⇒ 判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」
※ 成年後見制度（法定後見・任意後見）は、そのための選択肢・手段

（２）中核機関の設置について



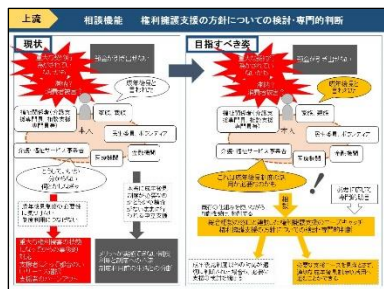
ちょ、ちょっと待って。上流って何？

中核機関を考えると、まず上流で、権利擁護支援の方針を検討することが…



セミナーでは、中核機関の役割と支援の流れを、川の流れに例えて説明していました。上流が「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」、中流が「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」、下流が「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」です。





さらにセミナーでは、上流・中流・下流のそれぞれの段階で、現状と目指すべき姿を比較していました。川の澱みをなくしていくこと（スムーズな水の流れ）が重要ですからね。



▲「上流」の図（セミナー資料より抜粋。詳しくはセミナー資料をご参照ください）



中核機関が果たすべき役割は非常に大きいですね。

そうですね。セミナーでは、中核機関設置の多様な在り方についても説明がありました。

1つの市町村の中で、複数の機関に役割を分担して中核機関を委託することや、反対に広域で設置すること、さらに直営の地域包括支援センターや基幹相談支援センターの機能拡大など、今地域にある機能や社会資源を確認し、それをうまく活かして見直したり、つなぎ合わせたりする方がうまくいく場合があるという話もありました。



事例1. 豊田市中心後見センターの設置と体制整備に向けた取組の実践報告 ～センター開設のプロセスと地域共生社会の実現に向けた中で～



ニュースレター第3号で紹介されていた、豊田市の報告もあったんですね。

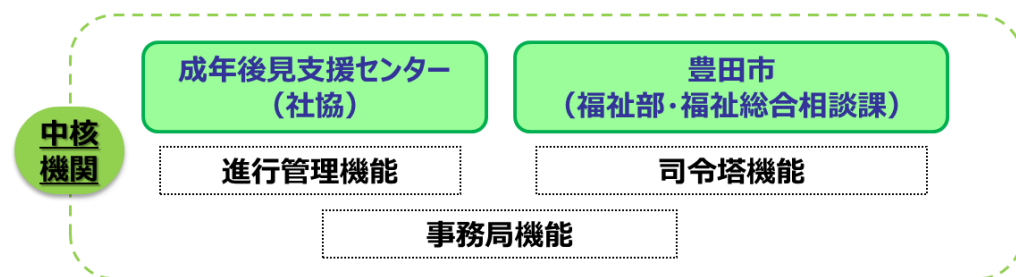
豊田市福祉総合相談課の安藤氏からの自治体報告で、中核機関での実践イメージを明確にすることができました。スライド19（センターの設置の効果）、スライド22（地域共生社会の中での成年後見制度）に紹介されている実践例から、改めて行政として取り組む意義を実感したところです。

スライド6の「豊田市における庁内での検討体制と役割分担」の解説で、私もまずは市の中で、関係する部署と一緒にプロジェクトチームを立ち上げてニーズ調査から始めてみようと思いました。特に、市が司令塔機能、センター（社協）が進行管理機能を担い、協議会の事務局機能を協働で行うという豊田市における中核機関についての解説からは、今後の進むべき道が見えたような気がしました。



<豊田市の考え方>

政策的な部分を担う市と現場対応を担うセンターが役割分担して「中核機関」の役割を担う



事例2. 南会津町成年後見制度利用促進基本計画策定について



2 事例目は福島県南会津町でしたね。

南会津町は人口約 16,000 人。この規模の自治体では、単独で中核機関を設置することは難しいのではないかと漠然と思っていました。ところが、橋氏からは、30 年 3 月に市町村計画を策定し、要綱により南会津町成年後見センター運営協議会を設置し、地域連携ネットワークのイメージを実践しているという報告があり、その経過が気になりました。

資料 46 ページにある「ワンストップでサービスが可能」な町の組織と計画策定環境から、情報収集（参考にした報告書等の紹介がとても役に立ちました）とニーズ調査を行った上で計画骨子案を立て、社協の法人後見業務監督審査会を合議制の機関として計画案の審査を依頼していました。家庭裁判所との意見交換会や公証役場への訪問など、関係機関ときめ細かにやりとりした上での計画策定だという点は、とても刺激を受けました。



情報交換



情報交換の時間ではどのようなことが行われたのですか？

前半は、「目詰まりと現状を確認しましょう」シートと、体制整備プロセスのステップを確認するシートの 2 つについて、各個人が自らの自治体の状況を分析した後に、近くの席の方 2~3 人とグループを作り情報交換を行いました。一定のフレームワークに沿って現状の分析を行い、その結果を自治体間で比較・考察できたことはとても参考になりました。

後半は、グループワークの間に会場から出た質問について、会場全体に共有されました。



【豊田市への質問】

Q. 庁内連携が難しいです。ポイントは？

A. 部内や庁内の動きで馴染みそうなところに関連させながら取りかかるという方法があると思います。豊田市の場合は、センターを設立するタイミングで、平成 27 年新福祉ビジョンを参考に、「縦割り行政を止めて、全世代・全対象型の包括的な体制をつくる」という考え方が部内で進んでいたのも大きかったです。

Q. 市長申立てをしてから、審判が下りるまでの期間は、どのくらいですか？

A. 事前に家庭裁判所と調整しておくことがポイントだと思います。状況の説明や候補者の推薦等の調整をしていると、2 週間弱くらいで審判がおりている事例があります。

全国では、翌日審判書が届いているという実態も把握されているよ！



Q. 中核機関への委託費は？

A. 豊田市の総合相談体制を担う一つの機能として、市全体の総合計画の重要事業に位置付け、予算折衝を行っています。平成 30 年度当初予算ベースで、センターの委託費や協議会の運営費、報酬助成等を合わせて、約 6,400 万円となっています。

【参考】H30「豊田市の予算（施策別事業集）」P.3 <成年後見支援の推進>

http://www.city.toyota.aichi.jp/res/projects/default_project/page/001/004/776/h30shisaku.pdf

【最高裁判所事務総局家庭局への質問】

Q. 後見人の業務について疑問をもった場合、どの程度の段階で家庭裁判所へ連絡をすればよいですか？

A. 「不正があるかもしれない」という時には直ぐに知らせてください。ただし、福祉・介護サービス等の選択が適切かどうかという点については、御連絡いただくだけでは判断が難しい場合もあります。その場合は、中核機関において、地域連携ネットワークに参加する多職種で協議・検討された資料や結果も情報提供してください。

Q. 裁判所は中核機関をどのようにとらえているのでしょうか？

A. 裁判所は、中核機関を、成年後見制度の運用をよりよいものにするための「パートナー」であるとしてとらえています。

Q. 裁判所との連携のイメージがわからないのですが・・・

A. 都道府県や市町村からの呼びかけには応えるよう、最高裁からも各家庭裁判所に言っております。まずは、各地域の家庭裁判所事務局総務課までご連絡ください。

都道府県レベルの協議会では、市町村担当者と家庭裁判所とが顔の見える関係を構築できるよう、支援がはじまっています。ニュースレター第 4 号の埼玉県の取組も、その一つです。



【成年後見制度利用促進室への質問】

Q. 平成 30 年度の成年後見制度利用促進室の支援について詳しく教えてください。

A. ニュースレターを随時発行し、施策の動向や先進地域の取組事例などを紹介していくほか、講義資料 P.16 にあるように、社会福祉推進事業の重点事業として、（公社）日本社会福祉士会に補助を行い、中核機関の支援機能に関する調査研究により人材育成のための研修プログラムが開発される予定です。

また、一般事業として、市町村計画の策定に資する調査研究の補助を行い、「計画策定の手引き」が策定される予定です。

市町村セミナーでは、関係法律や基本計画、今までの通知や関係しているマニュアルの該当箇所、意思決定支援ガイドライン等をまとめた「成年後見制度関係資料集」も配布しました。すべての資料を厚生労働省ホームページからダウンロードできるようになっていますので、ぜひご活用ください。



《次号予告》

次号のニュースレターは、Q&A 特集を予定しています（7 月中予定）。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



平成 30 年 7 月 31 日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第 6 号

1. よくある Q&A 特集

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせの中から、よくいただくものをピックアップしてご紹介します。今回は 6 月 19 日の市町村セミナーでいただいた質問に答える Q&A 特集です。

➤ 本号の掲載内容

1. よくある Q&A 特集
2. 成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について



? 中核機関を「直営か委託」とするのはなぜですか？

現在、本市では、社会福祉協議会に補助金を出して、成年後見制度の広報や相談、市民後見人の育成をお願いしています。成年後見制度について専門的知識もありますし、関係者とのネットワークもできているので、この社協に中核機関をお願いしたいと考えていますが、補助ではなく「委託」でなければならないのでしょうか？

基本計画 P17 の「運営の主体」では、「委託など」との記載となっており、必ず委託でなければならないとはされていません。しかし、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（以降「手引き」）P37 では、「中核機関が家庭裁判所との間で個人情報の共有を行うためには、公的機関であるとの位置付けが不可欠であり、市町村直営か委託の形で市町村の責任において個人情報の管理を行うことが必要」と整理されています。6 月 19 日の第 135 回市町村セミナーの際も、「市町村の責任ある関与」を明示するため、「直営又は委託」という表現を用いて、中核機関のあり方について説明しました（資料 P7 の上スライド）。

現在、補助金による運営を行っている場合には、責任主体が市町村にあることを改めて確認するとともに、「委託」という形に変更することについて、検討していただきたいところです。

基本計画 3（1）⑤中核機関の設置・運営形態 ウ）運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。

ここでいう「個人情報の共有」とは、権利擁護の光を当てなければならない重篤な「経済搾取」「セルフ・ネグレクト状態」や「繰り返される消費者被害」等であって、適切な権利擁護支援のあり方、成年後見制度利用の必要性を吟味し、さらに適切な後見人候補者を推薦、後見人等を支援することを目的に行うことを指しています。

成年後見制度を必要としていない人に、強制的に制度を利用させるための個人情報の共有ではありません。



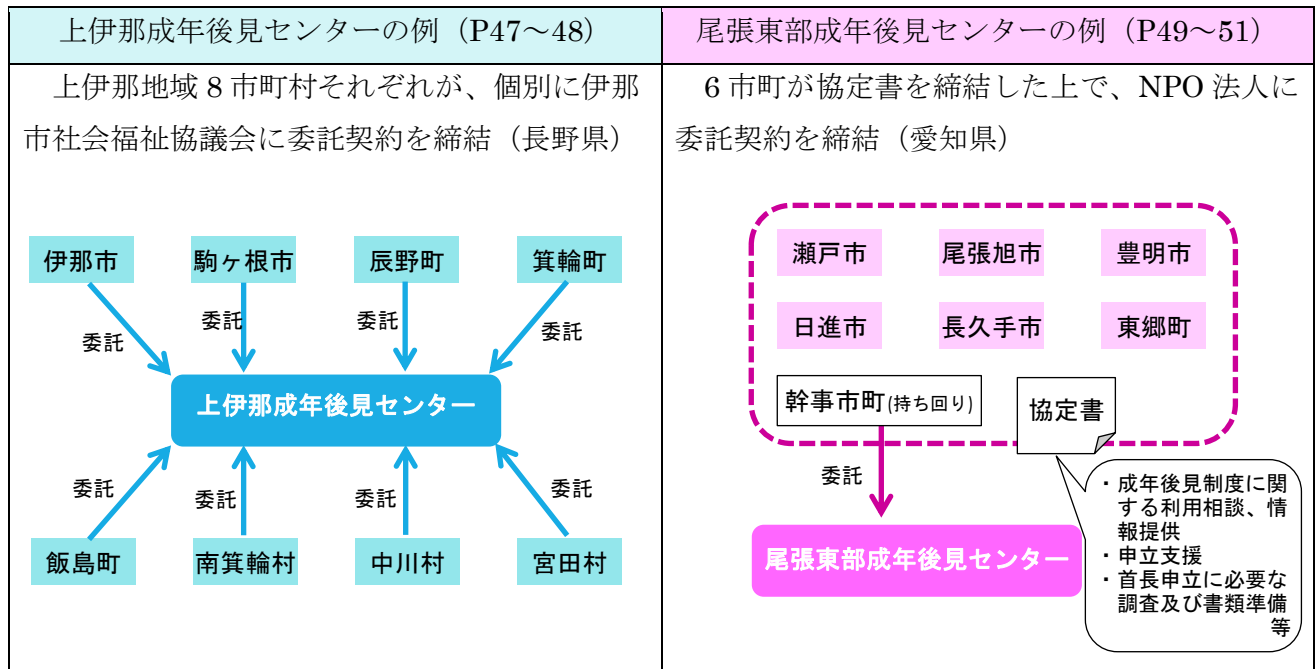


中核機関を広域で設置する場合は、どうしたらよいですか？



わが町では、単独で中核機関を設置することが難しい状態です。近隣の町村とも相談して、広域設置を検討したいと思っていますが、どのような方法がありますか？

「手引き」には、2つの例が紹介されています。



（「手引き」をもとに利用促進室作成）

2 つとも、設置までのプロセスや委託費の算定についても記されており、参考になると思われます。共通しているのは、設置に向けての検討が始まってから実際の設置までに 1 年以上の時間をかけ、検討が繰り返されていることです。国の基本計画工程表では平成 33 年度までに中核機関の設置を進めることとなっており、そろそろ協議会をどのように持つのか、検討を進めておきたいところです。

このほか、「手引き」の基となった調査研究の報告書「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究報告書」

(http://www.jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/2017/files/taisei_seibi_tebiki.pdf 日本社会福祉士会のホームページからダウンロードできます) にも、様々な広域設置の例が掲載されています。

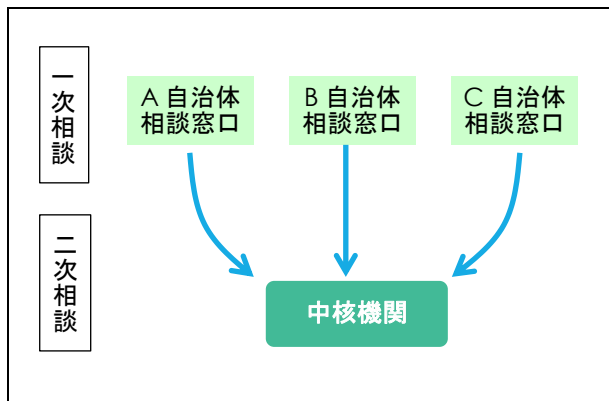
愛知県内の 5 市 5 町の広域設置である知多地域成年後見センターは、NPO 法人と社協が協働し、新たな NPO 法人を設立した上で、5 市 5 町が協定を結び、新設された NPO 法人と委託契約を結んでいます。三重県内の 2 市の広域設置である伊賀地域福祉後見サポートセンターは、伊賀市社会福祉協議会へ委託される形になっています。

広域設置の場合、中核機関の所在自治体への負担が懸念されるところです。1 自治体に負担が偏ることを防ぐため、運営協議会の幹事となる自治体を持ち回り方式としたり、運営協議会への課長級の出席によって市町村の責任ある関与を担保したりといった工夫が行われています。



広域設置の場合、中核機関の上流、中流、下流の全ての機能をセンターが担っているのでしょうか？

広域設置かどうかに限らず、権利擁護についての相談そのものは、各自治体の地域包括支援センターや基幹相談支援センター等も受け付けています。「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」は各自治体の相談窓口でも行いつつ、この一次相談の相談窓口が判断に迷うような場合に、中核機関にケース相談を行うという形がとられます。



広域設置の場合、中核機関が物理的に遠くなることもあるため、この要素がより一層色濃くなります。

権利擁護支援の地域連携ネットワークでは、日常生活自立支援事業の窓口との連携、権利擁護業務を担っている地域包括支援センターや基幹相談支援センターとの連携や、総合相談を担っている生活困窮者自立支援事業の相談窓口やその他の包括的相談窓口との連携も重要となります。

すでに事例相談を受けている窓口とも「どのような中核機関のあり方が望まれるか」を協議しながら設置を検討していくことで、中核機関の設置後も、連携がとりやすい関係性が構築できることでしょう。

言い出した自治体が一番大変な役割を担うことになる気がしていて、誰かが言い出すのを待ってしまっているところがあるのですが・・・

ニュースレター第4号で紹介した埼玉県の取組では、家庭裁判所の支部・出張所が設置されている圏域の自治体ごとに、「どのような権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していくか」「中核機関の設置をどうするか」の検討の場として、広域な協議会を県が設置し、県社協とともに中核機関設置に向けたサポートを実施しています。

また、家庭裁判所の出張所の呼びかけにより、圏域自治体で協議を進めている例もあります。顔を会わせ、地域課題（目詰まり）を把握し、どのように権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していくのか話し合う場を設置する役割は都道府県にあります。広域設置を呼びかけた市町村だけが大変な役割を担うことがないよう、都道府県や都道府県社協による支援が望まれます。

最高裁判所では、成年後見制度利用促進基本計画に関して「家庭裁判所自らが、積極的に関係機関等と認識を共有し、国民に利用しやすい制度となるよう運用改善に向けた取組を進めていくことが重要」としています（最高裁判所長官「新年のことば」（平成30年1月1日）：最高裁HP参照）。福祉現場も、この姿勢に応える準備をしていかなければなりません。



？ 受任調整と言われても...



市長申立て時、受任調整会議を実施して家庭裁判所に候補者推薦をした際、もしもその候補者が不正を働いた場合に、その候補者を推薦したことについての責任を問われることはないのでしょうか？

市長申立ての際の推薦は法的根拠に基づいて行われているものです。最終的に後見人等を選任し、監督しているのは家庭裁判所であるため、不正の責任を市町村が問われることはありません。

申立て前に、本人に適した後見人をマッチングする人的余裕がない地域もあると思われます。まずは自分の地域で何に取り組めそうかを考え、できるところから始めてください。

被後見人と後見人との関係は、判断能力の回復がない限り、一生継続場合も多くあります。できるだけ、本人との相性を確認し、本人との信頼関係が築けると見込まれる状態での制度利用につなげたいものです。



ちなみに、市長申立て以外の申立て（本人申立、親族申立）についての候補者推薦を行う場合はどうでしょうか？

市長申立て以外の場合も、後見人の選任や監督は家庭裁判所が行っているものです。中核機関が、これらの申立についても相談を受け、候補者が本人にとって適しているかどうかの受任調整会議を行って推薦を行うことで、公平性・中立性を担保しつつ関わることができます。これらの関わりにより、親族後見人が選任される場合も多くあると思われます。

〔参考〕市長申立における推薦の根拠条文

老人福祉法	（後見等に係る体制の整備等） 第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。
知的障害者福祉法	（後見等を行う者の推薦等） 第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	（後見等を行う者の推薦等） 第五十一条の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。



？ 法人後見の運営の方法について

社協に法人後見を受けてほしいと思っているのですが、市にも社協にも、そのノウハウがありません。どのようにしたらよいのでしょうか？

都道府県や社会福祉協議会の中には、ホームページにおいて、各種マニュアル等を掲載しているところもあります。例えば、新潟県が作成している『成年後見制度 法人後見業務マニュアル』、『成年後見制度 市町村長申立マニュアル』は、専門家会議の委員でもある上山泰新潟大学法学部教授が監修をしたものとなっており、参考になります。

私たちの地域には、後見業務を担える社会資源は、社協くらいしかありません。法人後見を実施しているところが、中核機関として、受任調整やコーディネートを担当してもよいのでしょうか？

受任調整等のコーディネートを担う機関が法人後見も実施する場合は、担当者を分ける等の工

夫をしています。また、法人後見を受任する場合のガイドラインを作成しているところもあります。

例えば、新潟県の『法人後見業務マニュアル』のP13には受任対象者として、以下のような整理がされています。

- ① 身上監護に関する生活課題が主である方
- ② 親族がいない、若しくはいても支援が得られない方
- ③ 他に第三者後見人が得られない方
- ④ 若年で長期にわたる安定的な支援を要する方
- ⑤ 日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した方
- ⑥ 法人後見実施社協（運営委員会）が特に必要と認める場合

これらのマニュアルに加え、先進自治体の視察を行うのも参考になると思われます。



？ 計画策定と中核機関設置はどちらが先ですか？



私の町では、成年後見制度について相談を受けた実績も、町長申立ての経験もありません。社協から「中核機関設置について協議したい」と言われていますが、町の計画もないままに中核機関を設置しても良いものかどうか、悩んでいます。市町村計画策定と中核機関の設置、どちらを先に取り組んだらよいのでしょうか？

市町村計画が先か、中核機関設置が先かは、それぞれの自治体の判断に任されています。社会福祉協議会から「中核機関設置について協議したい」と言われているのであれば、まずは、社会福祉協議会に成年後見制度普及啓発や相談窓口を委託するところから始め、どのような相談があるのか、具体的なニーズを情報収集しながら、計画策定について協議することも考えられます。

基本計画P18でも、「優先して整備すべき機能等」として、広報機能と相談機能を掲げています。



中核機関を先に設置する場合も計画策定を先に行う場合も、以下の工程は必要になると思われます。

- ① ニーズ調査
- ② 後見の受け皿の調査
- ③ 支援の棚卸し （各種の相談窓口の相談状況の確認と課題のチェック）
- ④ 協議するメンバーの確定と検討
- ⑤ あるべき姿と役割分担の協議と決定

ニュースレターでは、今後、ニーズ調査の項目等について解説していく予定です。

また、今年度の社会福祉推進事業では、市町村計画策定の手引きを作成することとしています。

**成年後見制度利用促進法には、条例の制定
や審議会の設置が書かれていますが…**

成年後見制度利用促進法には、「条例で定める審議会その他の合議体の設置」についての努力義務規定があります。

条例を制定し、審議会等によって計画策定を進めることができるのであれば、議会、市町村長を含めた当該自治体をあげての対応を進める根拠となり、市町村としての施策推進力が大きく上がる効果が期待できます。

一方、条例の制定がすぐには難しい、あるいは実務家による非公式な集まりの方が地域構想の青写真を描きやすいという自治体では、それらを先行するということも考えられます。地域に合った手段をとっていただきたいものです。

成年後見制度利用促進法第 14 条第 2 項

市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議体の機関を置くよう努めるものとする。

基本計画 P21

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討、策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、たとえば当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

ポイントは市町村の責任ある関与、
取組という点にあると言えるでしょう。



2. 成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について

今般、全国社会福祉協議会が、平成 30 年 3 月 30 日付で、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について、地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策をとりまとめました。

これを受けて、最高裁判所事務総局家庭局第二課長から平成 30 年 7 月 24 日付で各家庭裁判所事務局長宛てに、中核機関について受託を目指して取組を進める市区町村社協に対し、司法機関としての中立性・公平性に配慮しつつ、各地における中核機関の設置に向けた取組について、可能な限り積極的に対応し

ていただきたい旨の文書が発出されました。

各都道府県におかれましては、先だってメールをお送りしておりますが、管内市区町村に情報提供いただきますようお願いします。

利用促進室短信

◆第 1 回専門家会議の議事録をホームページに掲載しました。

7 月 2 日に開催した専門家会議(速報を前号に掲載)の議事録をホームページに掲載しました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000336657.pdf>



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
電話 03-5253-1111【代表】(内線 2228) FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



平成 30 年 8 月 31 日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第 7 号

1. 室長就任の御挨拶

厚生労働省大臣官房参事官
社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室長
梶 野 友 樹

今年の夏は本当に暑く、「猛暑」「酷暑」の日々が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

7 月 31 日に成年後見制度利用促進室長を拝命しました梶野です。須田の後任になります。どうぞよろしくお願いいたします。

小生は、以前、厚労省の老健局や障害保健福祉部に勤務し、また、出向した鳥取県でも、高齢者福祉分野と障がい福祉分野の両方を担当させていただいたことがあります。今この成年後見制度を取り巻く環境は、この分野だけで一本の法律ができて、国全体の取組方針を決める「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されるなど、当時から大きく動いていまして、驚いています。全国どの地域に住んでいても成

➤ 本号の掲載内容

1. 室長就任の御挨拶
2. 成年後見制度利用促進に係る普通交付税措置の内容について事務連絡を発出
3. 認知機能が十分でない方を対象とした新たな出張法律相談がスタート～法テラス
4. 各地の取組を紹介します！：「千葉県安房地域成年後見勉強会」に参加させていただきました！
5. よくある Q&A：「中核機関設置、市町村計画策定のための「調査」って？

年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにし、また、判断能力が十分でない方の権利擁護・意思決定支援を地域で推進するため、市町村等に中核機関の設置や市町村計画の策定をお願いしている非常に重要な時期と認識していきまして、責任の重さを改めて感じています。

このニュースレターを読んでもくださる皆様が権利擁護・意思決定支援を行う上で生じる様々な疑問に少しでもお役に立てるよう努めます。

2. 成年後見制度利用促進に係る普通交付税措置の内容について事務連絡を発出

市町村計画の策定及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置運営に要する費用について、平成 30 年度より地方交付税措置を行うことが決定された旨お伝えしていたところですが、市町村（標準団体 10 万人規模）における普通交付税措置の内容は以下のとおりです。

各都道府県におかれましては、先だってメールをお送りしておりますが、管内市町村に周知いただくとともに、広域的な見地からの市町村計画の策定や中核機関整備に係る助言・支援等、管内市町村の体制整備の推進について、よろしくお願いします。

社会福祉費（市町村分）の単位費用上、

（細目）社会福祉事業費

（細節）社会福祉共通費の需用費等に「成年後見等実施機関運営等事務費」

として 3,069 千円（標準団体ベース）を計上

※上記額は「市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用」に係る額。

※本件は今後発行される「平成 30 年度地方交付税制度解説（一般財団法人地方財務協会）」に掲載予定。

3. 認知機能が十分でない方を対象とした 新たな出張法律相談がスタート～法テラス

認知機能が十分でない方の中には、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。このような方に対し、福祉関係の支援者から連絡を受け、弁護士や司法書士が出張法律相談を行う取り組みが、日本司法支援センター（以下、「法テラス」）で始まりました。権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の相談対応においても、有益な連携になるものと思われます。

今号では、法テラスにご寄稿いただき、法テラスにおける福祉との連携の取り組み、新たに始まった「特定援助対象者法律相談援助」についてご紹介いただきます。



法テラスにおける福祉との連携の取り組み

日本司法支援センター本部

民事法律扶助第一課長 杉岡麻子

福祉機関等と連携した

司法ソーシャルワークの取り組み

法テラスは、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を目指して、平成 18 年 4 月、

「総合法律支援法」に基づいて設立された公的な法人です。

設立以降、法制度や関係機関の紹介を行う

「情報提供業務」や、経済的に困っている方を対象とした無料の法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを行う「民事法律扶助業務」などの業務を継続的に行之、「どこに相談したらよいかわからない」「弁護士・司法書士費用を一括で用意できない」といったいわゆる「司法アクセス障害」の解消、そして、司法サービスを国民にとってより身近にご利用いただくための取り組みを行っています。

近年、特に力を入れているのが、高齢や障害等のために、法的な問題を抱えているのに認識できなかったり、認識していても解決のために行動を起こすことが困難であったりといった方々を、必要な情報や司法サービスに結び付け

るための取り組みです。この新たな司法アクセス障害を解消するためには、日常的に高齢者や障害者等への支援を行っている福祉機関と連携を図り、弁護士・司法書士を含めた多職種間で協働しながら、法的な問題を含めた社会生活上の問題の総合的な解決を図ることが必要です。法テラスは、この取り組みを「司法ソーシャルワーク」と位置づけ、全組織的な活動を行っています。

総合法律支援法の改正による特定相談の開始

総合法律支援法が改正され、平成 30 年 1 月 24 日から、認知機能が十分でないために権利実現が妨げられている方で、法的支援を自発的に求めることが期待できない方を対象に、資力にかかわらず法律相談をご利用いただけるようになりました（ただし、一定の資力を有している方には相談料をご負担いただきます。）。この「特定援助対象者法律相談援助（以下、「特定相談」といいます。）」の特徴は、本人ではなく、本人を支援している福祉機関等から

法テラスに連絡をいただくと、法テラスと契約している弁護士・司法書士が、本人の自宅や施設等に出向いて法律相談を行うという点です。

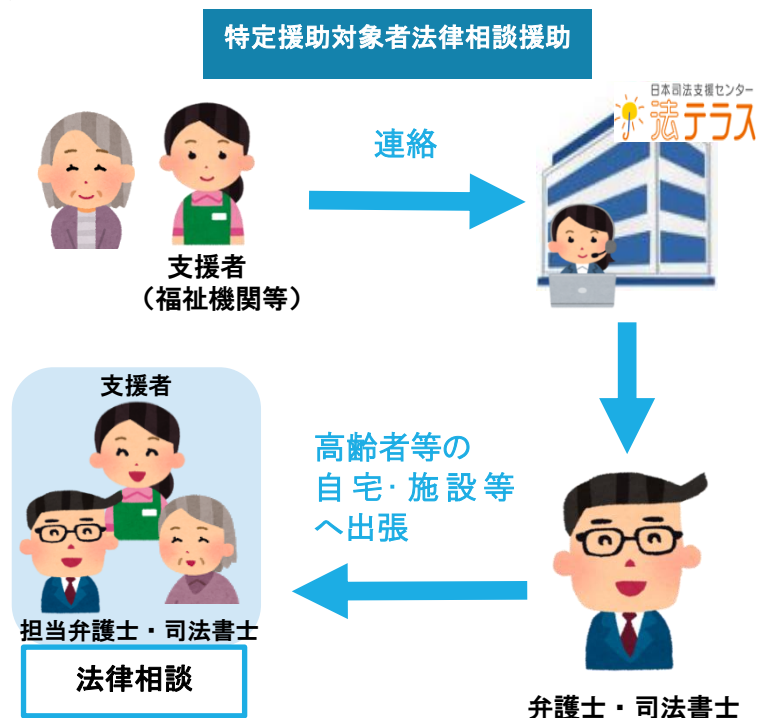
これまでの法テラスの法律相談では、本人からの申し込みを前提とするためになかなかご利用いただけなかったり、また、経済的に困っている方という要件（資力要件）があるために、利用を躊躇されたりということがありました。しかし、特定相談の開始により、本人が法律相談を申し込むことが難しくても、本人を支援する福祉機関等が関与しながら、本人の資力の状況にかかわらず、法律相談を利用いただくことができるようになりました。

開始から約7か月が経過し、地域包括支援センターを中心にご連絡いただき、全国で既に314件の特定相談が実施されました（本年8月14日時点）。相談内容は様々ですが、債務整理と成年後見（保佐、補助を含む。）に関する相談が7割以上を占めています。例えば、「貸金業者からの督促状が施設に届いており、職員の声がけにより問題が発覚。本人は高齢でありよくわからないと繰り返す。金銭管理についても不安があるため、保佐・補助の利用を含めて

相談したい」といった事案が寄せられています。成年後見申立てにつながるケースも多く、改めて、地域の中に成年後見制度に対するニーズが潜在していることを実感しているところです。是非、この新たな制度を広く知っていただき、活用いただきたいと思います。

尚、制度の詳細につきましては、法テラスホームページでもご覧いただけます。

<https://www.houterasu.or.jp/>



① 支援者の方から法テラスへ連絡

- ・本制度の対象になる方か、相談料が必要な方かは所定の書式にてご確認ください。
- ・個人情報提供の同意書にご本人の署名をお付けいただき、所定の書式と併せてご提出ください。
- ・制度説明書をご本人にお渡しください。

② 法テラスから、出張法律相談の可否をご連絡

- ・相談援助実施の可否等は、原則、上記書類が法テラスに提出された日から3営業日以内にご連絡いたします。

③ 相談を担当する弁護士または司法書士から、相談日程の連絡

- ・相談担当者から、直接ご担当者様に、日程調整の連絡があります。
- ・相談者の安心のため、可能な限りご同席をお願いします。

④ 法律相談の実施

- ・相談終了後、法テラスから支援者の皆様に、相談結果をお伝えします。
- ・法律相談の結果、さらに支援が必要な場合は、適切な制度をご案内します。

特定相談の特徴

- 1 資力（収入・預貯金）に関わらずご利用できます。
※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料5,400円をご負担いただきます。
- 2 ご自宅や福祉施設などで相談を受けられます。
- 3 法テラスが弁護士・司法書士を派遣します。

4. 各地の取組を紹介します！

「千葉県安房地域成年後見勉強会」に参加させていただきました！

中核機関の設置・運営について、基本計画では、「中核機関の設置の区域は住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。」

(P16)としています。利用促進室にも、近隣の自治体と連携し、中核機関を広域で設置することを検討している、というお問い合わせがたびたび寄せられています。

そのような中、千葉県安房地域では、中核機関の広域設置も視野に入れた成年後見勉強会が開催されており、この度、参加させていただきましたので、その様子をレポートします。

(文責：利用促進室)



4回目となる今回の勉強会は、平成 30 年 8 月 14 日（火）14:20～16:00 に鴨川市総合保健福祉会館会議室で開催され、鴨川市、鴨川市社会福祉協議会、館山市、南房総市、鋸南町の担当者 15 名が出席しました。



安房圏域の概況

安房（あわ）圏域は、千葉県南部、房総半島の南端に位置する館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町の 3 市 1 町から成り、人口は合わせて約 12 万 7,000 人、高齢化率は 40%、年少人口率は 9.5%と少子高齢化が進行している地域です。

療育手帳所持者は 1,000 人程度、精神保健福祉手帳所持者は 800 人程度、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の利用は、昨年度 7 月末時点の集計で 59 件、成年後見制度の利用者は、225 名（平成 30 年 7 月時点）との状況です。

勉強会開催の経緯

安房圏域は、弁護士の人数が非常に少なく、通常の民事訴訟などで手一杯の状況であり、さらに司法書士の人数も少ないため、後見人の受け皿が乏しいとのこと。現状は司法書士・社会福祉士に相当の負担がかかっています。

以前より、保健福祉領域では、安房圏域の市町が連携・協力して取り組んでいたこともあり、成年後見制度の利用促進においても、広域

での基本計画策定、中核機関設置を検討しています。

鴨川市社協の権利擁護推進センター運営委員長である岡本弁護士からは、勉強会開催に至るまでの経緯について、次のように説明いただきました。

「もともと、私自身は成年後見が専門であったわけではありませんが、裁判所から後見人として選任されたいわゆる困難ケースについて、身上保護の点で悩み、地域包括支援センターに相談したことがありました。そこから福祉分野とのつながりができ、平成 24 年から高齢者虐待の勉強会を始めたことをきっかけに、権利擁護についての勉強会を重ねてきました。平成 28 年度からは、3 ヶ月に 1 回のペースで、館山市で勉強会を開くようになり、事例検討なども行いました。平成 29 年 4 月からは、安房広域で市民後見人の養成が始まったことから、そのためのプロジェクトチームを結成するなど、連携した取組を進めてきました。」

一つひとつのケースに対する日頃の真摯な実践の積み重ねが、地域で連携するネットワークをつくるきっかけとなっています。

勉強会の概要

今回は4回目の勉強会開催で、安房圏域の概況、権利擁護関係の現状、現在検討している安房圏域の成年後見制度利用促進基本計画、中核機関の設置に向けた検討状況などについて、呼びかけを行っている鴨川市から説明があり、その後、利用促進室とも意見交換をしていただきました。

特に、計画（案）の説明では、地域共生社会の実現に向けて、市民とともに支えあう地域づくりを進め、必要な人が成年後見制度を利用できる仕組みは欠かせないものであること、この仕組みを使うことで、人に寄り添い、支え合う生活を続けられる人がいること、地域共生社会の流れと一体的に、利用促進を位置づけることが重要ではないか、との説明が印象に残りました。

一方で、国の基本計画が想定する地域連携ネ

ットワークについての具体的なイメージがつかめなかったり、中核機関の機能をどのように構築していくか、さらに、そのための予算確保をどうしていくか、なども話題になりました。

中核機関の設置については、財源として、今年度措置された地方交付税のほか、介護保険の地域支援事業（広報・普及活動経費）の活用も検討しているそうです。

勉強会や準備会の立ち上げが広がっています

安房圏域のように、広域で関係者が集まり、勉強会や準備会を立ち上げるといった動きが各地域で進んでいます。まずは各市町村の状況をお互いに知ることや、関係性を作ること、あるべき姿を共有していくことが第一歩となるようです。

各地域での取組状況や、勉強会・準備会場で生じた質問などがあれば、ぜひ利用促進室にお寄せください。



よくある Q&A in 鴨川

今回の勉強会で、利用促進室にご質問のあった内容について抜粋してご紹介します。

Q. 社協に権利擁護推進センターを設置したことで日常生活自立支援事業の周知が進み、その契約が非常に増えており、今後、支援ニーズに対応しきれなくなることを危惧しています。日常生活自立支援事業は、権利擁護に関して重要な役割を担っている一方で、現状は財政上の問題を抱えており、成年後見制度の利用促進関連施策のなかで、日常生活自立支援事業の今後の見通しはどのようなもののでしょうか？

A. ご指摘の通り、日常生活自立支援事業は、権利擁護支援において重要な役割を果たしていると認識しています。現在、全社協でも実態把握のための調査を行っているとお聞きしており、まずはこの調査において、各地域の具体的な実態やご意見について積極的にお寄せいただくようお願いいたします。

Q. 親族後見人や専門職後見人への支援の方法で何かよいアイデアはないですか？

A. 親族後見人や専門職後見人からの相談を受けるだけでなく、後見人同士の連絡会を組織するといった取組があります。後見人同士で疑問を解決したり、悩みややりがいを共有する場とすることができます。

Q. 家裁との連携をどのように進めたらよいか悩んでいます。

A. この地域でも、市民後見人の養成の講師については引き受けていただいたと聞いています。こうしたきっかけから関係をスタートさせることができた、という報告を他の地域からもいただいています。「具体的に何を家裁にお願いしたいか」を明確にすることがポイントとなります。

5. よくある Q&A

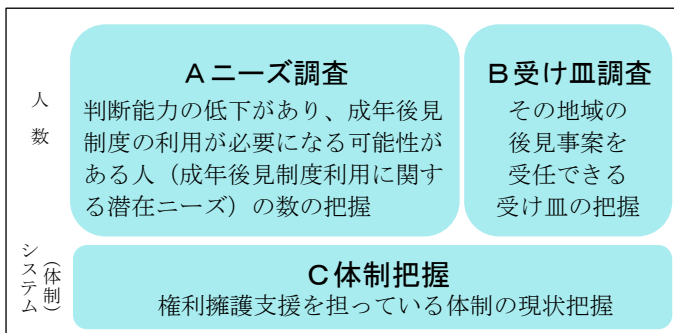
本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせの中から、よくいただくものをピックアップしてご紹介します。



中核機関設置、市町村計画策定のための「調査」って？

中核機関の設置の必要性やあるべき姿を明らかにするための調査をした方がいいと考えています。先行事例があれば、教えてください。

中核機関の設置の必要性を「見える化」するための調査が、各地域で実施されています。そのポイントを示すと、以下のとおりです。



こうした調査によって、例えば

- ・ AとBの数に開きがあり、制度を必要としている人が利用できない可能性があること
- ・ 現時点のCの体制だけでは、この数の開きや、適切な後見人等の選任に対して的確に対応できないこと

などを把握することができます。



A B Cのすべてを必ず行わなければならないわけではなく、地域によってはBを明らかにするだけで充分取組が開始できるところもあるようです。地域の実情に合わせた柔軟な形で、調査のあり方を考えることができます。

A ニーズ調査：判断能力の低下があり、成年後見制度の利用が必要になる可能性のある人の把握

★庁内情報からの人数把握のパターン

認知症高齢者数（認知症日常生活自立度Ⅱ以上）

療育手帳A判定所持者数、精神保健福祉手帳1級所持者数など

上記のすべての人が成年後見制度を利用しなければならないわけではないので、あくまで潜在的な可能性の把握となります。右のようにさらに絞り込んだ実数把握をしているところもあります。



★事業者等に、成年後見制度の利用が必要だと思われる人の数を聞くパターン

① 調査の対象となる事業者等の例

- 高齢者施設
- 地域包括支援センター
- 介護支援専門員
- 相談支援事業所
- 市町村社会福祉協議会
- 日常生活自立支援事業専門員
- 民生委員
- 病院、医療機関
- 金融機関
- 福祉用具貸与・販売事業所 等

② 調査の内容の例

・ 後見類型相当、保佐類型相当、補助類型相当の人数を聞く

※聞く時に、それぞれの類型の人の状態像を説明する必要があります

・ 成年後見制度の利用が必要と思われる状態像を明示して聞く

※状態像の例

本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに、支援が進まない。
本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの全部または一部を拒否している。
本人の判断能力が不十分であるが、本人名義の土地や建物、有価証券等の資産を有し、その管理が適切でない。
本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。家計管理ができない。
税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に返済等の対応ができていない。
本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待や金銭搾取を受けている又はその疑いがある。
上記以外の虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクトなど）を受けている又はその疑いがある。
本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害や悪徳業者につきまといわれている又はその疑いがある。
本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。
上記のような課題を抱える可能性はあるが、親や兄弟等が健在であるので、今は特に問題がない。
本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。

B 受け皿調査：その地域の後見事案を受任できる

受け皿の把握

平成 29 年 6 月に、日本弁護士連合会、日本司法書士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会の連名により、各都道府県に対し、「成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について（要請）」との通知※が発出され、三専門職団体は、積極的に計画策定・実施に参画していくこととしています。

市町村が専門職団体に対し、その市町村内にどの程度、専門職がいるか、人数を問い合わせている例もあります。

※通知本文は、以下の成年後見制度関係資料集 P25 に掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000212938.pdf>

家庭裁判所へ、後見、保佐、補助の利用者数の数値提供を依頼し、概数のデータを取得することが可能です。

都道府県が家庭裁判所に、市町村単位の数値提供を依頼し、都道府県から市町村へ示すことで、市町村の取組を支援することができます。



具体的には、どのような方法で、把握しているのでしょうか？

ニーズを把握するための郵送紙調査をしているところもあれば、メールや電話で問い合わせ、大まかな数の把握から始めているところもあります。

ポイントは、初めから形式だけにとらわれすぎないことでしょう。まずは、各地域の傾向を把握することを優先し、そのうえで、中核機関設置の必要性を示す根拠となる数を握むことが大切です。

都道府県単位で A、B について調査を行っているところもあります。ホームページ上に掲載されているものとして、神奈川県社会福祉協議会の「成年後見制度に関する実態把握調査報告書」があり、調査項目を考える上で参考になるものと思われます。

参考 「成年後見制度に関する実態把握調査報告書」

神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部

(平成 30 年 1 月)

<http://www.knsyk.jp/s/kenri/pdf/30kenrityousa.pdf>

C 体制把握：権利擁護支援を担っている体制の

現状把握

市町村長申立の実績や市民後見人の養成の状況など、現時点の権利擁護支援に関する体制を把握し、その課題を明らかにすると、中核機関設置の必要性を示すことができます。

手引きに掲載されている「目詰まり」（地域課題）をチェックするシートを、第 135 回市町村セミナーで紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000212940.pdf>

今、市町村内にどのような体制があり、どのように機能しているのか、その機能のどの部分を拡大すると地域課題が解消されるのか（目詰まりが解消されるのか）を考えることで、既存のネットワークを

活かす形で中核機関設置を計画することが可能になります。

利用促進室短信

◆平成 31 年度厚生労働省所管予算概算要求関係資料がホームページに掲載されました。

厚生労働省ホームページに平成 31 年度厚生労働省所管予算概算要求関係資料が掲載されました。

成年後見後見制度利用促進については、Ⅲ主要事項の P.86 に記載されています。

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/19syokan/>



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



平成 30 年 9 月 20 日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第 8 号

1. 各地の取組を紹介します！

全国初の「成年後見制度利用促進条例」：志木市

埼玉県志木市では、平成 29 年 4 月に全国初の「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定しました。本年 4 月には、「志木市成年後見制度利用促進基本計画」をとりまとめ、直営の「志木市後見ネットワークセンター」を開設しています。市長のリーダーシップのもと、「権利と利益を市民とともに守る福祉のまち志木」を目指し、成年後見制度利用促進に取り組んでいる志木市の訪問レポートをお届けします。（文責：利用促進室）



条例を制定する意義



埼玉県志木市は、成年後見制度利用促進法の趣旨に則り、市民の権利と利益の一層の擁護を図るため、平成 29 年 4 月に全国初の「志木市成年後見制度の利

用を促進するための条例」（以下、「志木市条例」という。）を施行し、市長の力強い指揮のもと、成年後見制度の利用促進、権利擁護の地域連携ネットワーク構築に取り組んでいます。

香川武文市長からは、条例を制定する意義について、次のような説明がありました。

「成年後見制度の利用促進について、自治体が条例を制定し、直営で取り組むことで関係者のモチベーションがより一層高く変わります。努力義務では弱い。今後ますます深刻になる地域の高齢化を意識し、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護の取組を推進することが、市の役割として重要であると考えています。」

志木市条例のポイントと基本計画

志木市条例のポイントについて、以下の 3 点が挙げられます。

① 市の責務の明確化（第 3 条）

市長の強い思いから、特に、成年後見制度の利用の促進に関し、市が自ら率先して施策を策定・実施する責務を有すると明確化し、取組の実行性を確実なものにしています。

② 計画の策定と審議会の設置（第 6 条、第 9 条）

成年後見制度利用促進法では、「努力義務」とされている市の基本計画策定と審議会の設置を明記しています。

③ 地域連携ネットワークの構築及び成年後見等実施機関の設立に関する支援等（第 7 条、第 8 条）

国の基本計画に示された、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核的な機関の設置等を明記しています。「ネットワークの構築」では、他の条例にはない具体的な取組を条文に定めたそうです。

➤ 本号の掲載内容

1. 各地の取組を紹介します！：
全国初の「成年後見制度利用促進条例」：志木市
2. よくある Q&A：中核機関に市町村長申立の事務委託ができますか？？

志木市条例に基づき設置された志木市成年後見制度利用促進審議会が計画案を作成し、パブリックコメントを経て、本年 4 月に「志木市成年後見制度利用促進基本計画」が誕生しています。資料編には、計画策定までの経緯や相談支援関係書類などの各種書式等も掲載されており、参考になります。

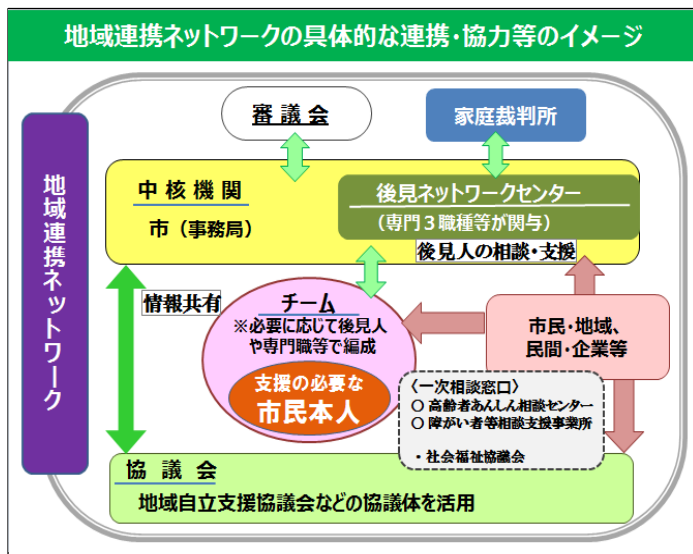
<http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/51.83733.208.685.html>

直営の志木市後見ネットワークセンターを市庁舎入口に設置

志木市では、基本計画に基づき市直営で中核機関を担うとともに、平成 30 年 4 月に組織機構を見直し、新たに志木市後見ネットワークセンターを市庁舎内に設置しました。親族、未成年を含む後見に関する相談・支援のほか、市民後見人の育成と活動支援を担うこととしています。認知症初期集中支援チームとも必要に応じて協働し、法律職を早期の段階からケア会議等にスポット派遣する仕組みになっています。

市民からの相談が多いほか、福祉職からの相談も入っているとのことでした。

地域連携ネットワークにおいては、既存の組織等を活かし構築するとしています。



志木市ホームページ内：
記念講演会・シンポジウム事前申込ページ
<http://www.city.shiki.lg.jp/news/index.cfm/detail.51.84562.html>

親族後見人への相談支援と行政・家裁の連携強化

志木市成年後見制度利用促進審議会の大貫正男会長からは、これまでの志木市の取組について、「直営の後見ネット



ワークセンターを設置したことにより、後見制度を入り口に、高齢者や障害者、子どもを含む世帯単位の支援を、横断的・一元的に実施する体制を整えることができた。特に、親族後見人への対応において、従来不十分であった後見人として選任された後の支援も重視し可能な体制を整えたこと、さらに、家庭裁判所との連携を円滑に行うことができるため、行政に家裁と直結する相談窓口ができたことの意義は大きい。」との説明がありました。

志木市の取組はこれにとどまらず、市民後見人など成年後見制度を支える人材の積極的な養成や、家裁との協力体制づくりなど、引き続き、地域連携ネットワークの推進を図っていくとしています。すでに市民後見人の単独受任事案が 6 件誕生するなど、市民が市民を支える仕組みも整ってきています。

さらなる利用促進に向けて

10 月 15 日（月）記念講演会・シンポジウムを開催

志木市では、10 月 15 日（月）に後見ネットワークセンターの開設を記念し、講演会・シンポジウムを開催することとしています。

シンポジウムでは、志木市の取組紹介や成年後見制度の利用促進に関するパネルセッションを行い、後見制度への理解を深めるとともに、地域のネットワークづくりに向け一層の促進を目指しているとのこと。当室からも参加を予定しています。事前申込み等の詳細は左記の志木市ホームページをご覧ください。

2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせの中から、よくいただくものをピックアップしてご紹介します。



中核機関に市町村長申立の事務委託ができますか？

市町村長申立を積極的に活用していこうと考えているのですが、事務負担が大きくなりすぎるのではないかと心配もあります。市町村長申立に関する事務を中核機関に委託することはできますか？

老人福祉法第32条等に基づく市町村長申立は、法律に定められた行政事務です。実際に申立書その他の申請に必要な書類（原案）の作成及びその準備行為を行うのが市町村の職員であるとしても、市町村職員は法律上の申立権者である市町村長の補助機関として機能しており、あくまで申立書類等の作成や裁判所への申立ては市町村長がその名において行うものです。

このため、ご質問の「市町村長申立に関する事務」が、市町村職員が行っているいわゆる書類の下書き（原案の作成）やその準備行為のことを指し、申立者はあくまで市町村長であることを前提とするならば、このような事務を中核機関に委託することは可能であると考えられます。なお、必要に応じ、家庭裁判所に相談した上で対応することが考えられます。

中核機関に申立事務を委託する際に留意すべき点がありますか。

個別具体的な申立ての有効性は、最終的には個別の事案ごとに家庭裁判所において判断されることとなりますが、一般的には、申立てが市町村長名でされており、かつ、その内容も市町村長の意向・判断が示されたものであれば、申立ての有効性に問題はないと考えられます。

委託する場合に気をつけた方がいいことがありますか？

弁護士法第72条及び司法書士法第73条では、一定の業務について非資格者が行うことを禁止しており、委託の形態がこうした法律の規定に違反しているという誤解を受けないよう、留意することが必要です。

さらに、例えば、「親族調査のための戸籍取得」や「法務局に対する登記されていないことの証明書の取得」などは公用請求として行われるものであるため、請求先の市町村や法務局に対して公用請求であることがはっきりと伝わるよう、市町村職員が直接行っているのが一般的です。

都道府県主催で、家庭裁判所と市町村職員が交流する場の設定が、行われるようになってきました。家庭裁判所からの情報提供を受ける場とするだけでなく、市町村職員が質問したい事項をあらかじめ収集しておき、家庭裁判所に回答してもらうという方法をとっているところもあります。

また、家庭裁判所のどの窓口で相談できるのかを随時、市町村職員に具体的に案内している都道府県もあります。

顔の見える関係づくりの工夫が進んでいます。

なお、市町村長申立の「相談受付」「市町村長申立て対象の判断」「申立準備開始」「市町村長申立ての決定」といった当初と最終の手続きについては、市町村で直接実施することが求められます。具体的な委託の形態が見えてきた段階で利用促進室にご相談ください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



平成 30 年 10 月 19 日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第 9 号

1. 都道府県担当者会議を開催しました

平成 30 年 10 月 3 日（水）、成年後見制度利用促進室の主催により、都道府県による広域的な体制整備を推進していくことを目的として「成年後見制度利用促進に係る都道府県担当者会議」を開催しました。

本会議は、現状では基本計画に基づく取組状況について各地域で格差が見られますが、全国どこに住んでいても今後増える後見ニーズに対応できる体制整備が求められていること、成年後見制度についての相談先が分からないまま財産等の人権・権利が侵害され続けてしまうといったケースに対応するためには、相談窓口が明示され、住民や関係機関にしっかりと周知されていることが必要であること等を踏まえて開催したものです。

会議当日は、利用促進室から、平成 31 年度概算要求の内容について説明するとともに、各都道府県が、家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体と連携し、管内市町村への広域的な支援を主導的に取り組んでいただくようお願いしたところです。

その後、各地の取組事例として、県が管内自治体に対して体制整備を推進している取組や、中核機関の広域実施の取組例の報告をいただいた上で、利用促進室も加わり、各都道府県担当者間でブロックごとの情報交換を行いました。

情報交換では、以下のようなご意見をいただきました。

- ・成年後見制度利用促進の取組の必要性を関係者に理解してもらうことがまずは重要である。県内のニーズの実態調査が一つの有効な方策。
- ・中核機関の設置形態は、単独自治体で設置するか、あるいは広域で設置するか、どちらにも良い点と課題がある。特に広域設置の場合は、都道府県担当者からの情報提供が必要であると感じた。
- ・利用促進に関する所管部署が、まだ決まっていない市町村も散見される。まずは早く担当を決めていただくことが重要。

基本計画では、都道府県は、司法関係者との連携や人材育成など、広域的見地からの市町村の支援に重要な役割を担うこととされています。利用促進室としても、全国を各ブロックに分け、それぞれに当室の室員を担当者として定め、都道府県に対するきめ細かな支援を強化していくこととしています。

➤ 本号の掲載内容

1. 都道府県担当者会議を開催しました
2. 各地の取組を紹介します！：尾張東部成年後見センターの「成年後見制度利用促進計画策定委員会」に参加させていただきました
3. ご寄稿いただきました：2 枚目の名刺は「市民後見人」～墨田区における市民後見人養成の取組
4. 大分市で成年後見センターが本格稼働！
5. 予告：成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー
※詳細は最終頁をご覧ください。

会場名	期 日
仙台会場	平成 30 年 12 月 19 日(水)
兵庫会場	平成 30 年 11 月 14 日(水)
広島会場	平成 30 年 12 月 12 日(水)
福岡会場	平成 30 年 11 月 20 日(火)



2. 各地の取組を紹介します！

尾張東部成年後見センターの「成年後見制度利用促進計画策定委員会」に参加させていただきました！

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」では、NPO を新設し、広域で中核機関を設置する例として、尾張東部成年後見センター（愛知県）の取組を紹介しています（手引き P49）。

尾張東部圏域の6市町では、現在、広域での利用促進計画策定に向けた検討を進めています。この度、利用促進室で第3回となる成年後見制度利用促進計画策定委員会（以下、「計画策定委員会」）に参加させていただきましたので、その様子をレポートします。

（文責：利用促進室）



3回目となる今回の計画策定委員会は、平成30年9月19日（水）13:30～15:30に日進市役所会議室で開催されました。計画策定委員会は、6市町ならびに専門職団体（医師会、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、精神保健福祉士会）、学識経験者、尾張東部成年後見センターから構成され、オブザーバーとして、名古屋家裁が出席していました。日本福祉大学社会福祉学部の平野隆之教授が「中核市および広域による成年後見制度利用促進のための計画策定の方法における5県比較調査研究」の一環で広域の計画策定をサポートしています。

この取組は、既に、成年後見制度についての広報や相談を実施している成年後見センターや権利擁護センターが存在している市町村が計画を策定する場合に参考になると考えられます。



4つの部会による検討

計画策定委員会では、現在、4つの部会を設け、各委員が分担し、さらにそれぞれ担当行政（自治体）を定め、平成31年4月の計画策定に向けた検討を深めています。

部会名称	担当行政
専門職協力者名簿登録制度ワーキングチーム	豊明市
成年後見制度ニーズ調査チーム	瀬戸市
日常生活自立支援事業ミーティング	日進市
意思決定支援プロジェクトチーム	長久手市

関わる機関が多い場合、このように課題ごとにワーキングチームを立ち上げて、全体会で進捗状況を報告するという方法は有効であると思われます。



専門職協力者名簿登録制度ワーキング

チーム

尾張東部成年後見センターは、現在、専門職協力者名簿登録制度を用いて、申立の際に候補者推薦をしています。専門職協力者名簿登録制度ワーキングチームでは、名簿登録をしている専門職を対象にアンケートを実施し、協力者名簿に登録して良かったことや、反対に課題に感じていることなどを調査していました。

ケースの内容を事前に見ることができるよう、安心して受任している専門職が多いことが明らかになる一方で、受任後に「これが本当に本人の意思なのか」を悩む等の課題があることが分かり、改めて専門職後見人に対しても支援が必要な場合があるということが確認されました。



委員会に出席している専門職がワーキングチームに入っていることで、専門職へのアンケートが実施されやすくなっています。

課題の把握だけでなく、現在どのような機能を果たしているのかというプラスの評価もできるようにアンケート調査票を作成していくことも、既存センターの機能の見直しを行う上では重要な要素です。

成年後見制度ニーズ調査チーム

成年後見制度ニーズ調査チームでは、地域包括支援センターや基幹型障害者相談支援センターなどに対するアンケート調査を実施しています。住民に身近な一次相談機関として寄せられている様々な相談に関して、専門機関としての成年後見センターに期待する役割などを聞いています。

- A. 成年後見制度利用中
- B. 成年後見制度利用手続き中の相談
- C. 成年後見制度に関する相談
- D. 一般相談アセスメント
- E. 虐待・消費者被害

具体的には、上記5つに該当する相談について、個別ケースシートを作成し、意思決定支援の内容や当該ケースの支援の見通しについて質問しています。

すでに成年後見センターや権利擁護センターを設置している自治体にとって、今後の中核機関設置に向けての課題を抽出する上では、この方法は参考になると思われます。

ここでいうニーズとは、中核機関に何を求めているのか、というニーズのことを指しています。どのような事例相談が入っているのかを分析していくと、出来ていること、不足していることを明らかにすることができます。



日常生活自立支援事業ミーティング

計画策定委員会では、日常生活自立支援事業ミーティングも立ち上げています。これは、日常生活自立支援事業も権利擁護支援において重要な役割を果たしているという認識に立ち、日常生活自立支援事業を支えていくための課題整理が必要であるという視点からのものです。6

市町社協の日常生活自立支援事業の担当者が集まり、同事業の現状把握から取り組んでいます。改めてセンターと日常生活自立支援事業担当者との連携の重要性が確認されています。

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関」を設置する計画策定の際は、成年後見制度のみにとどまりません。地域の権利擁護支援の総合的な課題整理の場となります。

例えば、身元保証人がいない高齢者の転居への支援の必要性等も、これらの課題の一つと言えるでしょう。



意思決定支援プロジェクトチーム

計画策定委員会では、これまでの尾張東部成年後見センターの実践をまとめた共通のテキストを用いて、意思決定支援についての認識の共有を行っていました。今後は、アドバイザーを迎え、選任後のケースを振り返る事例検討を行っていく予定です。

<成年後見制度利用促進法第3条>

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

基本計画でも p.3 で「認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面を重視し、利用者がメリットを実感出来る制度・運用を基本とする」と示されています。意思決定支援をどのように展開していくか、地域連携ネットワークで協議していくことで、共通理解が深まります。



意思決定支援については、ニュースレターの第5号で紹介した「成年後見制度利用促進専門家会議」でも、以下の3つのガイドラインについての報告が行われています。

専門家会議の資料は厚生労働省ホームページ上に掲載していますので、参考にしてください。

資料13 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

資料14 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン

資料15 大阪意思決定支援研究会 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン

3. ご寄稿いただきました！

墨田区社協における市民後見人養成の取組についてご寄稿いただきましたので、ご紹介します。

2 枚目の名刺は「市民後見人」

～墨田区における市民後見人養成の取組～

墨田区社会福祉協議会 すみだ福祉サービス権利擁護センター
藤藪 明知



墨田区は東京都東部に位置し、東京スカイツリーが全国的に有名です。平成30年9月1日現在、人口約27万人、高齢化率は約23%です。市民後見人養成事業は、墨田区（以下、区）の委託により墨田区社協（以下、社協）が実施しています。独居または高齢者世帯の認知症高齢者数を約4,500人と推計し制度設計を行いました。年間20名の養成と10名の受任を目標としています。

平成30年3月末現在、市民後見人として累計41件受任。都内5位程の受任数です。また、養成研修受講者数108名、候補者数73名

となっています（表1参照）。墨田区の特徴として次の2点が挙げられます。1つは、市民後見人の自主性を尊重している点。もう1つは、あくまでボランティアとして位置付けている点です。前者は選任要件や日々の後見活動に、後者は後見報酬に反映されています。

市民後見人の養成から選任、監督人である社協の支援などは以下の通りです。

今後は、法人後見の開始、候補者の活躍の場拡大、区長申立てによる候補者決定会議への参加等の実施を見据えています。現在、検討を重ね準備を進めているところです。

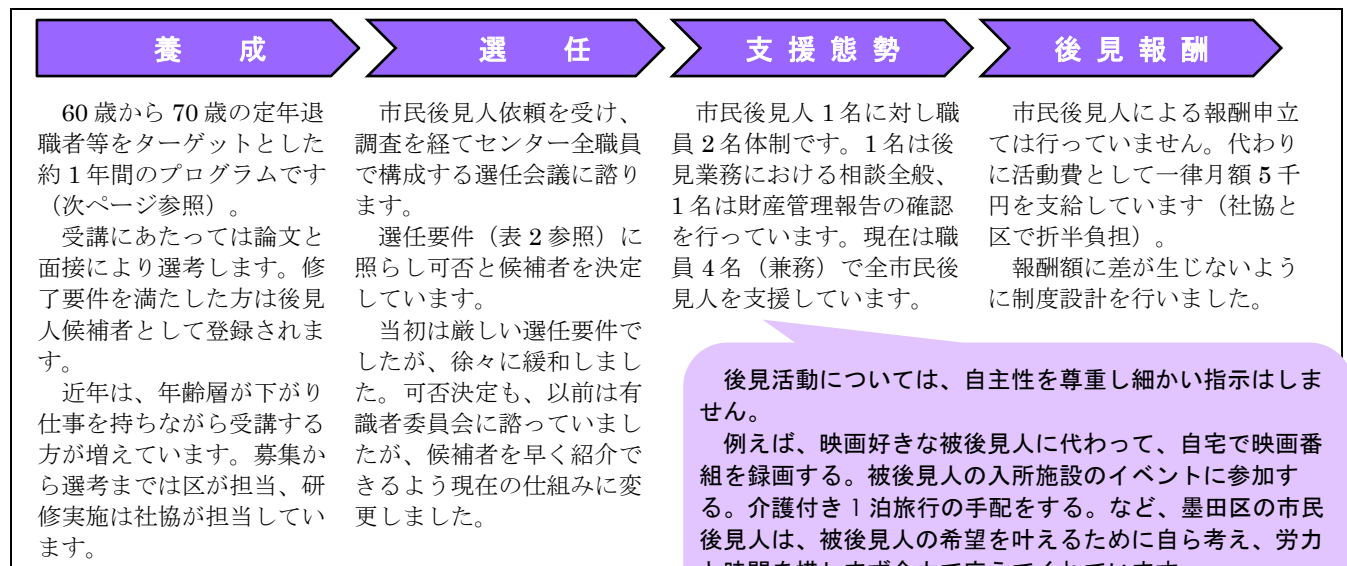


表1 市民後見人推進事業実績（2018年3月末現在）

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
研修受講者数	2	0	0	5	5	20	14	16	11	23	12	108
候補者数	-	1	0	0	4	5	13	11	12	10	17	73
受任者数	-	-	-	-	-	3	7	10	10	6	5	41
後見終了者数	-	-	-	-	-	-	1	2	4	3	6	16

表2 選任要件

類型	条件なし
財産	預貯金額は問わない
親族・紛争性	親族等との係争がない 虐待や権利侵害など対応困難なトラブルがない
安定性	対人支援に専門技術を必要としない
申立てルート	条件なし

*不動産や家屋を所有する場合も可とする

*上記の判断基準を設けるが、あくまで推薦するかどうかは困難性の有無による

〔参考〕墨田区 市民後見人養成研修

■書類選考・面接

研修受講にあたっては、書類選考と面接選考があり、選考に合格した人が以下の研修を受講します。

■カリキュラム（平成 30 年度の場合）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基礎研修	専門研修												修了式
地域福祉権利擁護事業 生活支援員研修													

科 目	年・月	日	時 間	内 容
基礎研修 (3 日間)	平成 30 年 8 月	21 日 (火)	13:00~13:20	ガイダンス
			13:30~15:00	市民後見概論
			15:15~16:45	成年後見人の活動
		28 日 (火)	13:30~15:00	地域福祉権利擁護事業
			15:15~16:45	前年度生による研修報告
	9 月 ※地域福祉 権利擁護事 業生活支援 員研修開始	4 日 (火)	13:30~15:00	傾聴入門①
			15:15~16:45	意見交換会①
専門研修 (11 日間)		11 日 (火)	13:30~15:00	知的障害者の理解と制度
			15:15~16:45	生活保護制度
		21 日 (金)	13:30~15:00	高齢者・認知症の理解
			15:15~16:45	精神障害者の理解と制度
	10 月	2 日 (火)	13:30~15:00	介護保険について
			15:15~16:45	ケアマネジャーの仕事
		16 日 (火)	13:30~15:00	高齢者の入所施設
			15:15~16:45	専門職後見人と法律知識
		23 日 (火)	13:30~15:00	税金の知識
			15:15~16:45	社会保険（医療保険・年金）
	11 月	6 日 (火)	13:30~15:00	老齢医学
			15:15~16:45	意思決定支援
		13 日 (火)	13:30~15:00	消費者被害
			15:15~16:45	民間の保険
		20 日 (火)	13:30~15:00	監督人への報告
			15:15~16:45	家庭裁判所への報告
	12 月	4 日 (火)	13:30~15:00	監督・サポート体制
			15:15~16:45	市民後見人による実践報告
		11 日 (火)	13:30~15:00	傾聴入門②
			15:15~16:45	意見交換会②

平成 31 年 9 月	修了式
-------------	-----



市民後見人の活動や家裁との連携については、手引き P.88~89 に解説がありますのでご覧ください。

市民後見人の活躍の場は、自ら単独で後見人を受任するだけでなく、専門職との複数後見や、社協・NPO などの法人後見の支援員となるなど、様々な形があります。

また、社協が行っている日常生活自立支援事業の生活支援員として活動している人もいます。

後見の担い手としても、ともに支え合う地域づくりにとっても、市民後見人養成に集う、志ある市民の皆さんの主体的な参加は大変重要です。

成年後見制度利用促進の取組において、鍵の一つと言えるでしょう。

4. 大分市で成年後見センターが本格稼働！

大分市では、成年後見制度利用促進を図るため、平成 30 年 4 月から大分市社会福祉協議会に設置していた「大分市成年後見センター」を 10 月 1 日より本格稼働しています。

大分市成年後見センターでは、成年後見制度に関するあらゆる相談への対応や、利用支援をはじめ、市民後見人の育成、制度の普及啓発を行います。本格稼働にあたっては、大分家庭裁判所との共催により普及啓発イベントが開催されました。制度の理解促進を図るとともに、相談窓口があることを周知することで、困りごとがあったときに相談できるよう、工夫をしています。

大分市のほか、つくば市や鹿児島市でも、10 月 1 日付で成年後見センターが開設されています。

利用促進室短信

中核機関や成年後見センターの開設が全国で広がっています。皆様の地域で、「センターを開設した」等のニュースがありましたら、ぜひ利用促進室にお知らせください。ご協力よろしくお願いいたします。



センターの開設など、成年後見制度に関する相談窓口を明確に掲げることは、中核機関の重要な役割の一つであり、このセンターを中核機関と見なすことができるでしょう。

中核機関に求められる役割は多岐にわたりますが、初めからすべての機能を備えるのではなく、基本計画では、段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めることとされています。

まずは、広報や相談に着手し、その取組を通して見えてきた地域の課題を踏まえて、成年後見制度利用促進機能や後見人支援機能を整えていくということも考えられます。この場合も、一つの機関ですべての役割を担う必要はありません。

5. 〔予告〕成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー

成年後見制度利用促進室では、本年 6 月に、厚生労働省講堂において、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」をテーマに、市町村職員を対象とするセミナーを開催したところですが、今後、各市町村における体制整備をより一層進める必要があることから、標記セミナーを下記の日程で開催することといたしました。

本セミナーでは、基本計画の周知及び基本計画の中で市町村が取り組むべきとされている中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けた考え方の解説、先行する市町村の事例等を共有するとともに、出席者同士の情報交換を通して、各市町村における課題整理や推進方策の検討を行います。

プログラム詳細や申込方法は、次号のニュースレターでご案内します。

日程・会場・定員（時間はいずれも 13：00～17：00 を予定）

会場名	期 日	場 所	定員
仙台会場	平成 30 年 12 月 19 日（水）	フォレスト仙台（仙台市青葉区柏木 1-2-45）	250 名
兵庫会場	平成 30 年 11 月 14 日（水）	ラッセホール（神戸市中央区中山手通 4-10-8）	250 名
広島会場	平成 30 年 12 月 12 日（水）	サテライトキャンパスひろしま（広島市中区大手町 1-5-3）	200 名
福岡会場	平成 30 年 11 月 20 日（火）	南近代ビル貸会議室（福岡市博多区博多駅前南 4-2-10）	200 名

内容：①行政説明、②自治体事例紹介、③情報交換

対象者：市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）、都道府県の職員

※定員の範囲内で、中核機関の委託を受けている方（受ける予定の方を含む。）の参加も承ります。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



平成30年10月25日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第10号

1. 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナーを開催します。

前号でお知らせした「成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー」を以下のとおり開催します。

➤ 本号の掲載内容

1. 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナーを開催します。
2. 各地の取組を紹介します！：
直営の地域包括支援センターを活かして権利擁護支援体制を整備
～香川県三豊市

成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー

(1) ねらい

①基本計画の周知及び基本計画の中で市町村が取り組むべきとされている中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けた考え方についての行政解説、②先行する市町村の事例等の共有とともに、③出席者同士の情報交換を通して、各市町村における課題整理や推進方策の検討を行うことを目的とする。

(2) 対象

市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）、都道府県の職員の方を優先とし、定員の範囲内で、中核機関の委託を受けている方（受ける予定の方を含む。）の参加も承ります。

(3) 申込方法

参加申込票を成年後見制度利用促進室（seinenkouken@mhlw.go.jp）宛てにメールで送信してください。

参加申込票の様式は、各都道府県の成年後見制度利用促進担当宛てにお送りしています（申込みは、市町村または都道府県からのものに限りません）。

(4) 日程・会場

会場名	期 日	場 所
仙台会場	12月19日（水）	フォレスト仙台 第1・2 フォレストホール（仙台市青葉区柏木1-2-45）
兵庫会場	11月14日（水）	ラッセホール ローズサローン（神戸市中央区中山手通4-10-8）
広島会場	12月12日（水）	サテライトキャンパスひろしま 501・502 大講義室（広島市中区大手町1-5-3）
福岡会場	11月20日（火）	南近代ビル貸会議室 3F 会場（福岡市博多区博多駅南4-2-10）

(5) プログラム

時 間	内 容
13:00～13:40 （40分間）	行政説明 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室 ・地域に中核機関等が欠かせない理由 ・最新の成年後見制度の運用改善状況 ・国の予算（中核機関） ・他地域の取組例や工夫例
13:50～15:50 （120分間） 40分× 2～3事例	自治体事例紹介 <仙台会場> 山形市（山形県）、鴨川市（千葉県） <兵庫会場> 姫路市成年後見センター（兵庫県）、精華町（京都府）、尾張北部権利擁護支援センター（愛知県）、 <広島会場> 呉市（広島県）、上伊那成年後見センター（長野県）、三豊市（香川県） <福岡会場> 大分市（大分県）、延岡市（宮崎県）、三豊市（香川県）
16:00～16:45 （45分間）	情報交換・質疑応答 ・取組の現状や課題の共有等を含めた意見交換・質疑応答を実施

2. 各地の取組を紹介します！

直営の地域包括支援センターを活かして権利擁護支援体制を整備～香川県三豊市

香川県三豊市（人口 66,160 人 H30 年 9 月 1 日現在）では、既存の仕組みを活用して後見人支援機能をプラスする形の中核機関の設置を検討しています。三豊市の取組を紹介します。

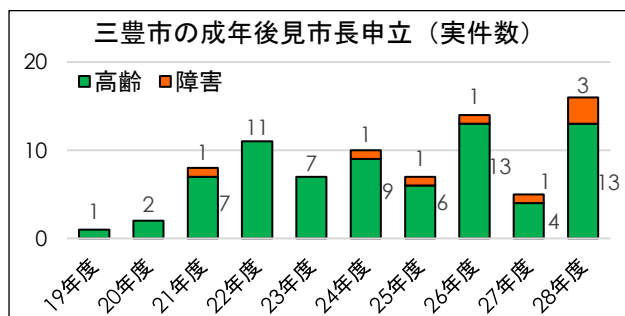


直営の地域包括支援センターの活用

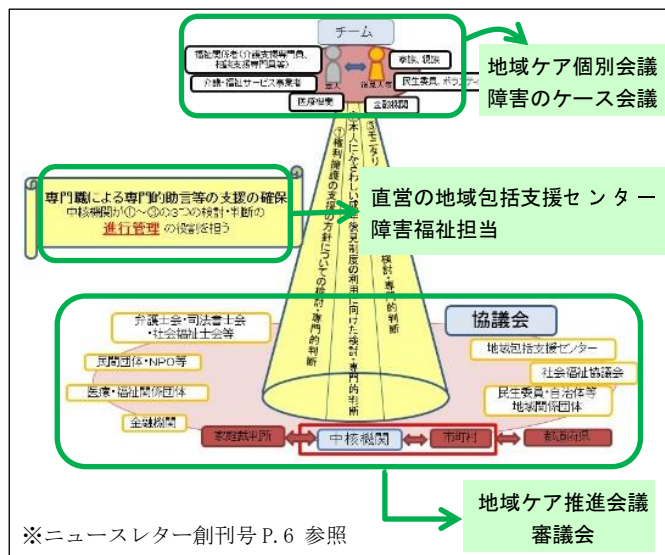
三豊市では平成 18 年度から直営の地域包括支援センターが、高齢者分野での成年後見制度の広報・啓発や相談を受け、必要に応じて市長申立を実施してきました。市長申立を行う場合には、介護保険課と福祉課で「成年後見審判申立審査会」を開催し、必要に応じて専門職の助言も受けながら、成年後見人候補者の推薦を行う仕組みも整えました。

このような現状の中、利用者にとってメリットを感じられる制度の運用のためには、「専門職後見人、親族後見人の支援にしっかり取り組む必要がある」、「事案を振り返って検証していくことが求められている」という認識のもと、直営包括支援センターの職員が権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を兼ねることを検討中です。

成年後見制度の利用促進は高齢分野だけではなく障がい分野も含むものです。「なぜ直営の地域包括支援センターなのか」という点についても市の内部で話し合われましたが、市長申立についての実績があること、「新オレンジプラン」「5. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」の中で成年後見制度が触れられていることを踏まえ、直営地域包括支援センターに中核機関を設置する案を固めました。



既存の仕組みを活かして設置する例（三豊市の案）



直営の地域包括支援センターや機能強化型地域包括支援センター、基幹相談支援センターといった既存の仕組みが、成年後見制度についての相談にしっかりと対応している場合には、そこを中核機関とすることも考えられます。

この場合、「〇〇市成年後見センター」「〇〇市成年後見制度相談窓口」といった名称をつけて広報をする看板を掲げると、地域住民に対して、成年後見についての相談を受けていることを明確にすることができます。

また、一つの機関ですべての機能を担うことが難しい場合には、機能を分散させることもできます。例えば、相談機能は直営地域包括支援センターが担い、社会福祉協議会に市民後見人の養成と広報機能を委託するというのもできるでしょう。まず取り組むべきは、「広報機能」と「相談機能」です。



合議体として審議会を設置

今回（平成 30 年 10 月 1 日）、三豊市は、市としての意思決定をするために、成年後見制度の利用の促進に関する施策について調査審議する場として、審議会を設置しました。審議会設置条例は、次ページの通りです。

三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、三豊市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2 審議会については、会長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
別表地域包括支援センター等運営協議会委員の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進審議会委員	日額 8,000
-----------------	----------

平成30年11月28日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第11号

成年後見制度利用促進に係る 市町村セミナー（兵庫会場・福岡会場） を開催しました。

➤ 本号の掲載内容

速報！：成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー（兵庫会場・福岡会場）を開催しました。

本号では、先日開催した「成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー」兵庫会場、福岡会場での自治体事例紹介や意見交換の内容について報告します（文責 利用促進室）。

市町村セミナーは、今後、12月12日（水）に広島会場、12月19日（水）に仙台会場にて開催します。どちらも、11月30日締切で参加申込を受け付けております。参加をご希望の自治体は、参加申込票を成年後見制度利用促進室宛てにメールで送信してください。



兵庫会場

開催日：11月14日(水)

参加者：139名

<自治体事例紹介>

- ・兵庫県姫路市
- ・京都府精華町
- ・尾張北部権利擁護支援センター

利用促進室からは、「取組の必要性」「制度の運用改善の状況」「地域連携ネットワークの中核機関の意味と作り方」「平成31年度概算要求」「他地域の取組例」について行政説明を行いました。

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のためには、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の設置が急務であること、ニーズ調査等を行って中核機関設置の必要性を自治体内部で共有していただきたいことをお伝えしています。

利用促進機能（受任調整）や後見人支援機能は、段階的・計画的に整備することが可能です。また、一つの組織ですべての機能を担わなければいけないわけではありません。身近な相談窓口は市町村単位で設け、受任調整や事例検討をする会議は広域設置とすることも考えられます。



兵庫県姫路市の取組

兵庫県姫路市では、平成25年度に権利擁護に関する研究会を立ち上げ、翌年10月から姫路市成年後見支援センターを開設しています。市からは

「成年後見支援センター」設置までのプロセスや、現在実施中のニーズ調査、今後の取組予定についてお話しいただきました。

姫路市成年後見支援センターからは、5つの業務（相談、市民後見人等の養成、活動支援、成年後見制度の普及・啓発、ネットワークの構築）について、具体的な説明がありました。



大西麻衣子所長は、「センターでは週に一度の弁護士、司法書士、社会福祉士の専門相談を行っているが、専門職に相談しやすい環境があり助かっている。更なる相談援助技術の向上のためには、センター職員向けの研修があるといい」、姫路市健康福祉局保健福祉部地域福祉課・松山哲也係長は、「来年度から姫路市総合福祉会館において高齢者、障害者、児童等に関する相談窓口を集約し、互いに連携・補完しながら、制度の狭間や複合的な問題を抱える市民を適切なサービスにつなげる包括的な相談支援体制の構築を目指している」と、今後に向けた姫路市の取組をお話いただきました。

専門職との連携が、中核機関にとってどのようなメリットとなるのか具体的にわかるお話でした。



クアアップできる仕組みを作り、地域共生社会の実現に向けた一助としていきたい」と強調しています。また、取組にあたっては、京都府が中心となって、京都府社会福祉協議会や京都家庭裁判所、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）と連携し、成年後見に関する情報交換会を実施したことが効果的だったそうです。

最後に、今後の課題として、精華町の人口・財政規模では、単独での中核機関運営は財政負担が大きいこと、将来的には、広域による中核機関の運営を目指して、京都府と連携し、近隣市町村へ働きかけていくことが必要ではないか、とコメントがありました。

規模が小さい＝取り組めない、ではなく、規模が小さいからこそ近隣へ働きかけることが重要であることがわかります。



京都府精華町の取組

京都府精華町では、日常生活自立支援事業の利用者に認知症高齢者が多く、後見人が必要なケースが増えていることから、徐々に成年後見制度の利用につながっています。町長申立を通して、成年後見制度の利用促進の重要性を痛感したものの、申立てに時間を要するため、それまでの間は日常生活自立支援事業で対応している状況です。

今後、継続的な支援を行うためには、社会福祉協議会が法人後見を行うなど、成年後見制度に関する専門的な知識や技術が必要と感じたことなどをきっかけに、中核機関設置など成年後見制度利用促進に取り組んでいます。

精華町健康福祉環境部福祉課社会福祉係・藤田恭平主査は、「成年後見制度利用促進の取組を通じ、高齢分野と障害分野が連携・情報共有することにより、相談件数の少ない障害分野の利用を促進するとともに、法律等の専門職とネットワークを構築することで、チームをバツ



尾張北部権利擁護

支援センターの取組

尾張北部権利擁護支援センターは、愛知県小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の2市2町が共同で設立したNPO法人です。山中和彦センター長からは、尾張北部権利擁護支援センターでの取組や、市町村が成年後見制度利用促進に取り組む意義、複数の自治体が連携して広域型センターをつくる場合の進め方などについてお話いただきました。

山中センター長からは、市町村が取り組む意義に関して「成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利擁護支援のツールであり、誰もが使えるような環境を整えるのは、憲法的要請に基づく公的責任と考えている」と話がありました。

上記の他、複数の自治体（広域）で取り組む場合のヒントとして、①スケジュール感を持つこと、②最初から100%のものはできないという心持ちで取り組むこと、③構成自治体でモデルを共有すること、④住民や専門職に味方になってもらうこと、の4点を教えていただきました。



情報交換では、各地域での取組状況について、参加者相互に意見交換を行いました。オプザーバーで参加していただいた各家裁等や、利用促進室メンバーも会場を回り、ご質問にお答えしました（次号のニュースレターは、市町村セミナーでいただいた質問への回答を掲載するQ&A 特集です）。



福岡会場

福岡会場

開催日：11月20日(火)

参加者：142名

＜自治体事例紹介＞

- ・香川県三豊市
- ・大分県大分市
- ・宮崎県延岡市

香川県三豊市の取組

香川県三豊市では、直営の地域包括支援センターを活かして権利擁護支援体制の構築に取り組んでいます（本ニュースレター第10号「10



月25日発行」でもご紹介しています）。

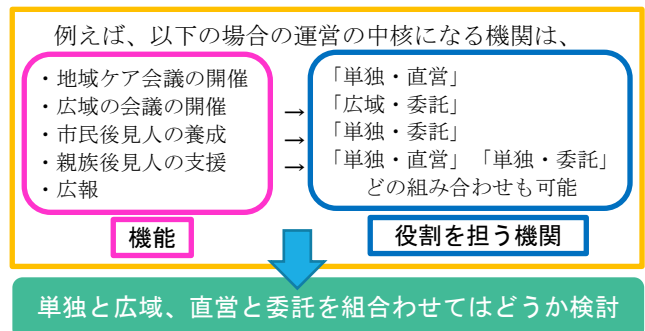
三豊市健康福祉部介護保険課地域包括支援センター・細川良士副主任からは、市長申立の実務を実施している中で、①事前調査、候補者のマッチング、申立後の支援についての業務負担が重くなっていたこと、②成年後見人等の役割について関係者間での理解が不十分であるため、さまざまな相談・苦情等が寄せられていたこと及びこれらの課題について協議する場がないこと、から、中核機関設置に向けた取組を始めたとの説明がありました。

三豊市のように、機能を分散させて、市単独の中核機関で相談機能を担い、広域設置の中核機関で受任者調整（マッチング）や後見人支援の困難ケースの検討を行うという方法も考えられます。取り組みやすいところから取り組み、協議会等の合議体で意見を集約しつつ、新たな課題解決を図ることを考えましょう。

「小さく生んで大きく育てる」発想です。



また、中核機関の設置については、様々なパターンを考えているとのことでした（下図参照）。



大分県大分市の取組

大分市では、平成30年4月から大分市社会福祉協議会に成年後見センターを委託し、10月から本格稼働しています。



大分市成年後見センターでは、成年後見制度に係る相談及び利用支援、成年後見制度の普及啓発、市民後見人の育成等を行っています。

大分市福祉保健部障害福祉課参事補兼管理担当班・甲斐秀樹グループリーダーは、地域連携ネットワークの構築について、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、成年後見制度の運用に関する広範な支援体制の構築など、その役

割や責任は極めて重要。本市の成年後見センターも本年度開設したばかりであり、運営委員会で意見を伺いながら、大分市における地域連携ネットワークの在り方を検討していきたい」と述べました。

「運営委員会の意見を伺いながら」とありますが、これを協議会等の合議体での意見集約と考えることも可能です。「協議会」という名称でなくとも、「専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等（基本計画 P5）」であれば、協議会等の合議体とみなすことができます。



最後に、先行している自治体との財政力指数の違いについてもふれ、宮崎県北部の地域の実情に合わせた中核機関設置に取り組みたいという抱負が語られました。

このように地域の実情に合わせて、中核機関の在り方を様々に検討していただくことが可能です。



最高裁からの説明

福岡会場では、最高裁判所事務総局家庭局より、「成年後見制度利用促進に係る裁判所の取組

について」として、「地方自治体と家庭裁判所の連携について」「地方自治体への数値提供について」「診断書の書式の改定について」の説明がありました。特に診断書の書式に関しては、現在検討中の「本人情報シート」についても説明があり、医師が診断書を作成する際の補助資料として利用するほか、中核機関におけるマッチングや支援方針決定のための資料として活用することが可能であることがわかりました。

両会場とも、参加者からは、「利用促進についてのイメージが再確認できた」「他の自治体の事例が大変参考になった」「行政説明にあった、『全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える』はもっともなこと。市に持ち帰り、成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関の立ち上げに向けて協議したい」といった感想をいただきました。



宮崎県延岡市の取組

延岡市健康福祉部高齢福祉課・門脇知史主事からは、延岡市と西臼杵3町で中核機関の広域設置を検討中であることの報告があり

ました。延岡市・西臼杵3町は、宮崎県北部地域障害者給付認定審査会を合同で実施してきた経緯などがあり、もともとあった「縁」をつなげる形での取組です。

これらの1市3町で利用促進に取り組む意義として「①判断能力が低下しても住み慣れた地域で生活できる地域づくりのため」が挙げられ、市長申立の実務に取り組む中で、成年後見制度を活用することで、地域でその人らしい生活を送ることができると実感したとの実践報告がありました。

また、「②アクセスしやすく、しかもメリットを感じてもらえる制度を目指すため」という意義も挙げられ、「司令塔、進行管理、事務局機能を兼ね備えた、地域の旗振り役が必須」として、中核機関の設置を検討中であるとのことでした。さらに、家裁との連携については、市が主催する研修や、ネットワーク会議にオブザーバー参加していただくなどする中で、連携を深めている実態についても報告がありました。



平成31年1月11日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第12号

本年もよろしくお願い申し上げます。 成年後見制度利用促進室

1. 成年後見制度利用促進に係る 市町村セミナー（広島会場・仙台会場） を開催しました。

本号では、先日開催した「成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー」広島会場、仙台会場での自治体事例紹介や意見交換の内容について報告します（文責 利用促進室）。

➤ 本号の掲載内容

1. 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー（広島会場・仙台会場）を開催しました。
2. よくある質問 IN 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー



広島会場

広島会場

開催日：12月12日(水)
参加者：116名

<自治体事例紹介>

- ・上伊那成年後見センター(長野県)
- ・広島県呉市
- ・香川県三豊市

前号で報告した兵庫会場、福岡会場と同様、広島会場、仙台会場でも利用促進室からの行政説明の後、自治体事例紹介を行いました。

上伊那成年後見センターの取組

上伊那郡は、長野県南信地方の伊那市を中心とした地域であり、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村の8市町村からなる人口約18万人の地域です。上伊那郡では、平成23年度から伊那市社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、1ヶ所で圏域全体をカバーしています。センターは2次窓口と位置づけ、1次相談は市町村行政や地域包括支援センターが担って



います。このことで、生活を実際に支えている部署との連携を強め、距離というデメリットをカバーしているとのことでした。

矢澤秀樹センター長は、センター設置のメリットのほか、「家族形態が変化する中での地域における権利擁護」と「共生社会における孤立防止や社会参加の機会確保」の関係についても触れ、「これまで、権利侵害に対応する部署はあったが、これからは、各機関の縦割りを無くす横串として、様々な制度に基づく支援において共通の視点である『権利擁護』を推進する担当を決め、そこが旗振り役・中核機関となって取り組んでいくことが必要ではないか」と述べました。

広域設置の場合の一次相談、二次相談の連携のあり方について、非常に参考になる図が掲載されています。





広島県呉市の取組

広島県呉市では平成22年度に「呉市権利擁護センター」を呉市社会福祉協議会内に開設しており、現在、同センターの機能を強化し中核機関とすることを検討しています。

すでに、月例の運営委員会で市長申立案件の候補者の受任者調整や、法人後見の受任審査を行っており、それらの取組を通して、専門職団体とのつながりができ、同市では直ちに受任者が不足する状態ではないといえます。そのような中でも、呉市福祉保健部介護保険課の花浦康弘課長補佐は、社協の受任件数が増えていることや、よりきめ細やかな身上保護を行うことが必要であることから、「日常生活自立支援事業の生活支援員に、より専門的な研修を実施後、法人後見の支援員としても活動していただき、状況を見ながら、市民後見人単独受任につなげていきたい」と考えています。

呉市のリーダーシップのもと、センターの委託先である呉市社会福祉協議会や専門職等関係団体と連携をとって取り組まれていることがご報告から伝わってきました。



香川県三豊市の取組

香川県三豊市は福岡会場（11月20日開催）でも報告いただきましたが、その後、11月末に第1回となる成年後見制度利用促進審議会を開催しており、広島会場では、そのことも含めて報告いただきました。審議会の傍聴者から「親族後見人は本当に大変」という意見もあり、改めて後見人支援機能を充

実させていかなければならないと感じたそうです。三豊市では、中核機関の機能の一部を地域包括支援センターが担いつつ、一部機能の委託を社会福祉協議会やNPO法人等に担ってもらう可能性についても具体的な話がありました。

市民の方にも共に考えていただくことで、権利擁護支援の地域連携ネットワークが、さらに広がりますね。



広島家庭裁判所から

広島会場では、オブザーバーで出席いただいた広島家庭裁判所の有井広光家事次席書記官から挨拶をいただきました。



促進法が成立し、基本計画が閣議決定されて以降、利用者がメリットを実感できるよう、裁判所でも成年後見制度の運用が変わってきたとのことです。

有井氏からは、「自治体と裁判所が意見交換をする機会が増えており、地域連携ネットワークのなかで、自治体、家裁、専門職などの関係機関が足りないところを補い合い、助け合っていくことが重要と考えている。今後も意見交換等の機会があると思うが、裁判所に資料提供の要望等があれば、遠慮なく言っていただきたい」と参加自治体に向けた温かいメッセージをいただきました。



仙台会場

開催日：12月19日(水)

参加者：116名

<自治体事例紹介>

- ・山形県山形市
- ・千葉県鴨川市



山形県山形市の取組

山形市では山形市社協への委託により、平成25年から成年後見センターを開設しています。



これまで受任者調整の仕組みを構築するとともに、市民後見人養成にも取り組み、平成29年には県内で初めて市民後見人が選任されています。

山形市福祉推進部長寿支援課ようご支援係の酒井朝男係長は、成年後見制度利用促進の取組について、「国の基本計画を読み、市の体制を改めて確認したところ、今の山形市は、点数にすれば60～70点くらい。できることから始めよう、ということになった」と述べました。また、中核機関の設置についても、行政の意思が尊重されるということを受け、山形市成年後見推進協議会を平成30年7月に組織化し、同協議会の中で山形市成年後見センターを中核機関として位置づけることを確認しました。

すでに成年後見センター等を設置している自治体では、具体的にどのような業務をどのような体制で行うかなど、委託内容の調整をされているところかもしれません。

協議会での協議を通して、どのような地域づくりを目指すのか、そのためには何が必要か、関係機関や住民とともに考えていくことで、今までの取組についての評価や再点検をすることができます。



千葉県鴨川市の取組

千葉県鴨川市では、千葉県南部の安房地域の4市町（館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町）で連携して成年後見制度利用促進に取り組んでいます（本紙第7号で紹介）。



広域連携のあり方について、現在も定期的な勉強会や会議を重ねており、セミナーでは、予算の按分方法や、広域による協定・委託のあり方など、現在まさに進行中の協議内容についても報告いただきました。

鴨川市福祉総合相談センター社会福祉士の濱崎圭一氏は、広域連携に関して、「市町により考え方に違いがあるのは当たり前、その中でお互いの違いを認めつつ『落としどころ』を探っていくことが大切。時間をかけて、実現するにはどうするか、丁寧な調整を図っていくことが必要」と述べました。4市町として、認知症や障害等により判断力が低下した方の意思を丁寧にくみ取れる仕組みづくりを進め、これまで生活してきた地域で尊厳のある生活が今後も続けられるよう、成年後見制度という手段も使いながら、広域で市民の生活をサポートしていくとのことでした。

濱崎氏からは、採用に至らなかったものも含め、協議段階での調整案を複数紹介いただきました。先行自治体の取組にも様々な形があります。各地域の特性に応じた体制をどのように作っていくか、検討が重ねられているところです。



濱崎氏からは、採用に至らなかったものも含め、協議段階での調整案を複数紹介いただきました。

先行自治体の取組にも様々な形があります。各地域の特性に応じた体制をどのように作っていくか、検討が重ねられているところです。

仙台会場では、福岡会場と同様、最高裁判所事務総局家庭局より、成年後見制度利用促進に係る裁判所の取組について、現在検討中の診断書の書式の改定や、本人情報シート等についてご説明いただきました。



それぞれの地域において、これまでの権利擁護支援の取組を振り返りつつ、国の基本計画も踏まえて、その地域にふさわしい体制を構築していくことは、簡単なことではなく、負担がかかるものだと考えています。しかし、4会場いずれも、自治体事例紹介や参加者の皆様との意見交換を通して、「住民の生活を支える」役割をしっかりと果たしていくという、自治体職員の矜持を感じました。

成年後見制度利用促進についてご不明な点や、各地域で課題となっていることがありましたら、ぜひ利用促進室にお知らせください。自治体の皆様とともに、一つひとつ取り組んでいきたいと考えています。

市町村セミナーにご協力いただいた皆様、ご参加いただいた皆様、オブザーバーでお越しいただいた裁判所の皆様、ありがとうございました。



2. よくある質問 IN 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー

全国4会場で開催した「成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー」で皆様からいただいたご質問にお答えします。

どの時点で「中核機関を設置した」と判断したらいいのでしょうか？



中核機関の設置について、うちの自治体では、おおむね方向性が固まってきたのですが、具体的にはこの後、どのような手続きをもって「中核機関を設置した」と判断したらいいのでしょうか。

中核機関の設置にあたっては、自治体としての判断が尊重されます。法令や基本計画において、人員配置要件など具体的な要件や、認可・指定等の手続きが定められているものではありません。市町村行政として、中核機関であると判断した時点で設置したことになります。

なお、中核機関を委託（一部機能を委託する場合も含む）する場合、委託先が「自らの組織が中核機関の機能を担っている」ということを知らないままの状態とならないよう、委託先にもその判断を共有しましょう。

中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）については、初めから全ての機能を備えなければならないわけではなく、基本計画では、段階的・計画的な整備を認めています。

例えば、成年後見制度利用促進機能である受任調整は、「成年後見制度の利用が必要な人」と「ご本人を支える後見人等候補者」を適切につなぐ機能です。この機能を整えるためには、まず、相談を受ける中から、地域にどのようなニーズがあるのかを把握し、その上で受任調整の体制のあり方を検討するということも考えられます。後見人支援機能についても、少しずつ付加していくことが考えられるでしょう。

一つの機関が全ての機能を担わなければならないわけではありません。

相談を受けながら地域のニーズを具体的に把握し、協議会等の合議体で体制整備のあり方を検討することが可能です。



市町村計画で中核機関設置について計画した上で、中核機関を設置すべきでしょうか？

市町村計画については、成年後見制度利用促進法において、市町村が定めるよう努めるとされています。市町村計画策定の費用は、普通交付税措置が講じられています。

▼成年後見制度利用促進法第14条第1項抜粋

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ニュースレター第6号でも解説していますが、市町村計画が先か中核機関設置が先かは、それぞれの自治体の判断に任されています。まずは成年後見制度の普及啓発や相談窓口を設置することから始め、どのような相談があるのか、地域の具体的ニーズの情報収集をしながら、計画策定について協議することも考えられます。

計画策定のためには、条例に基づく審議会の設置が必要ですか？

これも、ニュースレター第6号で解説していますが、成年後見制度利用促進法には以下の規定があります。

▼第14条第2項抜粋

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

条例を制定し、審議会等によって計画策定を進めることができるのであれば、議会、市町村長を含めた当該自治体を挙げての対応を進める根拠となり、市町村としての施策推進力が大きく上がる効果が期待できます。ニュースレター第8号では埼玉県志木市、第10号では香川県三豊市の条例についてご紹介しています。

一方、条例の制定がすぐには難しい、あるいは実務家による非公式な集まりの方が地域構想の青写真を描きやすいという自治体では、それらを先行するということも考えられます。基本計画に掲載されている「協議会等合議体」による協議も始められているところです。

▼基本計画 p.11

イ) 地域における「協議会」等体制づくり抜粋

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、それぞれの地域に合った手段をとっていただくことが可能です。

＜既存の会議体での活用例＞

- ・ 地域ケア推進会議
- ・ 自立支援協議会
- ・ 成年後見センター運営協議会

「協議会」という名称である必要はありません。
また、市町村計画での位置づけがなければ中核機関を設置できないということではありません。中核機関の設置が、市町村計画より先でも構いません。





法人後見を受任している法人（社協、NPO 法人等）が、受任調整を行う中核機関を担ってはいけませんか？

「利益相反」に当たるから避けた方がいいと言われたのですが、他に委託を検討できる法人がありません。

ご指摘のとおり、受任調整（コーディネーター）を行う機関が、「法人後見を受任するにあたって、自分達にとって都合のいい事案」を選択的に受任しているのではないかと疑問が持たれ、中核機関に求められる公平性、中立性の観点から懸念を生じさせる場合があります。

そのため、全国社会福祉協議会が各市町村社会福祉協議会に対して示している「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」では、担当部署を分けたり、第三者が関わる仕組みを整える等の工夫をするよう提案されています。

成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策（平成30年3月30日、全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会）〔一部抜粋〕

法人後見を実施している社協が中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組みを整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認されるなど、中立性、透明性を担保することが必要である。

一方、地域によっては、受任調整を行う部署と法人後見を担当する部署を分けるほど人員がいないという実態もあると思われます。

その場合、中核機関が法人後見を受任することについて、第三者を含めた検討がなされていることが重要です。例えば、協議会等の合議体で協議した「法人後見受任についてのガイドライン」を設け、法人後見の受任状況も事後検証できるようにするなど、透明性をもった受任をしていくことが大切です。「今、この地域でこの組織がどのような法人後見受任をしていくのか」という認識を、地域の関係者や関係機関と共有していくことがポイントと言えるでしょう。

中核機関設置の初期は、困難な事案を次々に受任して多様な後見実務を経験することで相談力を上げることに注力し、その後は法人後見については数の上限を設定して受任し、調整機能を重視したり、受任する人の育成・支援をしていく側に回るなど、その時期その時期によって中核機関の「あり方」を見直していくことも考えられます。



利用促進室短信

2018 年度成年後見制度利用促進フォーラム

～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～のご案内

今年度の厚生労働省社会福祉推進事業で、自治体・中核機関職員向けの研修プログラムを検討しています（実施主体：公益社団法人日本社会福祉士会）。

このたび、調査研究結果の報告とともに中核機関の支援機能を担う人材育成をテーマとしたフォーラムが開催されます。モデル研修の実施など充実したプログラムとなっており、是非ご参加下さい。

日時 2019 年 2 月 20 日（水）10:30～17:00
会場 KFC ホール（東京都墨田区）

対象 中核機関職員、自治体職員（都道府県・市区町村）、成年後見・権利擁護センター職員、社会福祉協議会職員、専門職、家庭裁判所職員、その他成年後見制度利用促進に関心のある方

参加費 無料

申込 所定の申込書にて FAX、郵便または E-mail にてお申込ください。

申込締切 2019 年 1 月 28 日（月）まで（先着順）
※申込締切日前でも定員となり次第締め切ります。

詳細は、日本社会福祉士会ホームページ

（<http://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/kensyu/honkai/senmon/index.html#0190220>）をご覧ください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号 利用促進ホームページ
電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459



平成31年3月7日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第13号

1. 成年後見制度の診断書の書式の改定と 本人情報シートの導入

平成31年4月より、成年後見制度の利用にあたって必要な診断書の書式が改定されるとともに、新たに本人情報シートが導入される予定です。
そこで、今回、最高裁判所より診断書書式の改定のポイントや本人情報シートの内容・活用方法について伺いました。

➤ 本号の掲載内容

1. 成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入
2. 岐阜県関市、中核機関を設置

改定後の診断書書式(左)と新たに導入される本人情報シート(右)
(画像をクリックすると画像が拡大します)

(家庭裁判所提出用)

診断書 (成年後見制度用) (表 面)

1 氏名 男・女 年 月 日生 (歳)

住所

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール () 点 (年 月 日実施) () 実施不可

MMS E () 点 (年 月 日実施) () 実施不可

脳の萎縮または損傷の有無

() あり ⇒ () 部分的にみられる () 全体的にみられる () 著しい () 未実施

() なし

知能検査

その他

短期間内に回復する可能性

() 回復する可能性は高い () 回復する可能性は低い () 分からない

(特記事項)

3 医師の診断 () 診断することが難しい場合がある。 () 診断することができない。 () 診断することができない。

裏面に続く

裏面

本人情報シート (成年後見制度用)

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人 氏 名: 生年月日: 年 月 日

作成者 氏 名: 印 職業(資格): 連絡先: 本人との関係:

1 本人の生活場所について

() 自宅 (自宅での福祉サービスの利用 () あり () なし)

() 施設・病院

→ 施設・病院の名称 住所

2 福祉に関する認定の有無等について

() 介護認定 (認定日: 年 月)

() 要支援 (1・2) () 要介護 (1・2・3・4・5)

() 非該当

() 障害支援区分 (認定日: 年 月)

() 区分 (1・2・3・4・5・6) () 非該当

() 療育手帳・要の手帳など (手帳の名称) (判定)

() 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3 級)

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

() 支援の必要はない () 一部について支援が必要 () 全面的に支援が必要

(今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか: () あり () なし

(※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアエの項目は裏面にあります。)

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

() 意思を他者に伝達できる () ほとんど伝達できない

イ 日常的な行為に関する理解について

() 理解できる () ほとんど理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

() 記憶できる () ほとんど記憶できない

裏面



なぜ、診断書の書式を改定することになったのですか？

法律上、家庭裁判所が成年後見制度の利用開始を認めるか否かの判断をする際には、原則として、本人の精神の状況について鑑定をしなければなりません。明らかに鑑定の必要がないと認めるときは、鑑定を行う必要はないとされています。現在、家庭裁判所では、成年後見制度の利用開始の申立てをする方に対し、本人の精神上の障害の有無を確認する資料とするため、医師が作成した診断書を提出していただくよう求めています。

診断書の提出を求める運用は、鑑定の要否の判断との関係で家庭裁判所の迅速な審判に資するものではありませんが、成年被後見人となった場合には、行為能力が制限されるなど本人に大きな影響があることから、補助・保佐・後見の判別は、十分な情報に基づき、適切に行われる必要があります。

基本計画に以下の記載があります。

(基本計画 P.9 抜粋)

迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

基本計画における指摘を踏まえ、最高裁判所では、関係府省と連携し、認知症高齢者・障害者の関係団体や、医師・福祉関係の団体から意見を聴取するなどして検討に取り組み、診断書の書式を改定するとともに、本人を支える福祉関係者に、本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載していただけるよう、新たに本人情報シートの書式を作成することとなりました。



診断書の書式の改定や本人情報シートの導入により、これまで以上に補助・保佐・後見の類型について適切に判断でき、利用者の判断能力に応じた自己決定権の尊重や本人保護といった制度趣旨が実現でき、利用者がメリットを実感できる制度へとつながることが期待されます。



診断書の書式改定のポイントを教えてください。

ポイントは、大きく2つになります。

判断能力についての意見欄の見直し

まず、1つ目のポイントは、「判断能力についての意見欄の見直し」です。検討の中で、従前の書式が財産管理能力の確認に偏り過ぎているとの指摘があったことなどを踏まえ、各チェックボックスの表現については、現在の「自己の財産を管理・処分する」という文言から、「契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する」という文言に変更するとともに、近時の意思決定支援の考え方を踏まえ、後見類型に該当

する者については、「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」という表現にするなど、家族等によって提供されることが期待される適切な援助行為という意味での「支援」という概念を取り入れる形で表現を変更しています。

判定の根拠を明確化するための見直し

2つ目のポイントは、「判定の根拠を明確化するための見直し」です。

現在の書式では、判定の根拠については自由記載となっていますが、精神上の障害の有無と程度について、判定の根拠を具体的に記載していただく欄を設けることにしました。具体的には、見当識、他人との意思疎通、理解力・判断力及び記憶力の4つの項目について、障害の有無と程度を具体的に記載する欄を設けています。

見当識とは、時間、場所、周囲の人・状況などについて正しく認識する機能のことをいいます。



診断書の書式が改定され、本人情報シートが導入されると、補助・保佐・後見類型の判断基準が変わるのでしょうか。

診断書の書式の改定や本人情報シートの導入は、補助・保佐・後見類型の判断基準を変更するものではありません。本人情報シートの導入によって、医師は、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な資料に基づきよりの確に判断することができ、また、診断書の書式を改定することで、医師が本人の生活状況等を踏まえた診断プロセスや自らの医学的判断をよりの確に表現できるようになると考えています。

本人情報シートは誰が記載することを想定しているのですか。

本人情報シートは、本人を支援している福祉関係者に、本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載していただき、医師に本人の生活状況等を伝え、医学的な判断をする際の補助資料としていただくツールとして作成しました。したがって、本人情報シートは、本人の身近なところで、職務上の立場から、本人の生活全般について福祉の面で支援されている方によって作成されることが望ましいと考えています。

具体的には、ソーシャルワーカーとして本人の福祉を担当している社会福祉士、精神保健福祉士の方々、例えば、介護支援専門員、相談支援専門員として本人を支援されている方々や、病院や施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員などによって作成されることを想定しています。



本人情報シートの活用方法について教えてください。

本人情報シートの活用方法としては、大きく3つの場面を想定しています。

第一に、医師が診断を行う際の補助資料としての活用です。

後見等開始の申立てを行いたいと考えている本人やその親族は、本人の福祉の担当者に対し、本人情報シートの作成を依頼します。本人

や親族は、医師に診断書の作成を依頼する際に、福祉担当者に作成してもらった本人情報シートを渡します。医師は、本人情報シートに記載されている情報も参考にすることで、よりの確な診断が可能になると考えます。

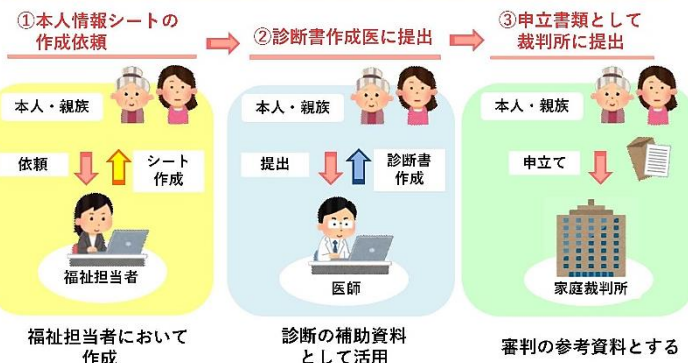
第二に、裁判所における本人の判断能力と後見人選定の検討資料としての活用です。

本人や親族は、裁判所に後見等開始の申立てをする際に、診断書と本人情報シートを申立書類に添付して提出します。本人情報シートの提出を受けた裁判所は本人の精神の状況について判断する際の資料とするだけでなく、誰を後見人に選任すべきかを判断する際の有益な資料にもすることができ、その結果、本人の身上監護をも重視した後見人の選任ができると考えられます。

第三に、後見等の手続の開始前や開始後の中核機関や後見人を含む地域連携ネットワークにおける支援内容等の検討資料としての活用です。後見等の手続開始前には、本人やその家族、あるいは地域包括支援センターの職員等が、本人情報シートを持って中核機関に相談

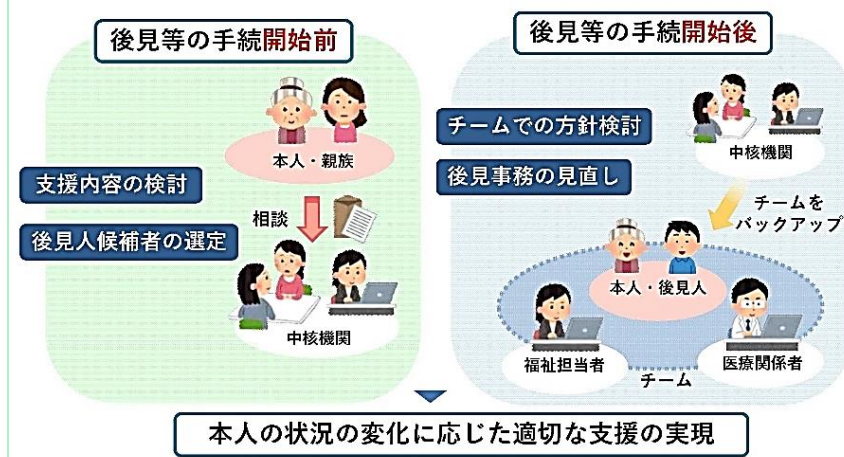
本人情報シートの活用方法

主に医師が診断書を作成する際の補助資料として活用することを想定



し、中核機関において、本人に対する支援の内容等を検討する際の資料として活用したり、本人にふさわしい後見人候補者を選定する際の資料として活用したりすることができると考えられます。

本人情報シートの活用方法



さらに、後見等の手続が開始された後には、後見人を含む身近な親族や福祉、医療、地域の関係者によって構成されるチームにおいて、後見等開始時に作成された本人情報シートの内容を確認しながら、本人の心身や生活の状況の変化に応じて、今後の支援方針について検討したり、従前の後見事務処理の方針について見直したりすることも有効であると考えられます。

例えば、中核機関の中の福祉担当者において本人情報シートを作成したり、時の経過を踏まえて修正をするなどして、シートに記載されている情報の精度を高めていき、後見等開始の申立てのために限らず、チームで支援方針について継続的に検討する際の資料として活用することもできるのではないかと思います。





成年後見制度の利用にあたって、本人情報シートがないと申立てができないのでしょうか。

本人情報シートは、これがなければ後見開始の申立てができないというのではなく、あくまでも、可能な場合には医師の診断の際に渡し、裁判所にも提出していただきたい書面です。もっとも、本人情報シートを利用することで、より適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人が選任されるといった

運用の改善が期待できますので、できるだけ多くの事案で本人情報シートが作成され、活用されることが望ましいと考えています。本人情報シートの趣旨や必要性を御理解いただき、ぜひ周知や作成に御協力いただきますようお願いいたします。



本人情報シートを記載する際に、把握していない項目や書きづらい項目がある場合はどうすればよいのでしょうか。

本人情報シートには、シートの作成時に福祉関係者が把握している客観的な事実を書いてもらえればよく、記載にあたり、本人の状況について改めて調査を行っていただく必要はありません。また、本人情報シートは、本人を支援する複数の関係者といったチームで作成していただくことでもかまいません。

本人情報シートの意見にわたる部分については、新たに本人を支援することになる成年後見

人等や家庭裁判所にとっても大変参考となる情報ですが、本人情報シートは、あくまで福祉関係者が把握している本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を共有し、本人の支援に活用するために導入した書面ですので、書ける範囲で御協力いただきますようお願いいたします。



運用開始に向けたスケジュールを教えてください。

最高裁判所は、新しい診断書の書式と本人情報シートの書式のほか、ガイドラインになるものとして、医師や福祉関係者向けの「成年後見制度における診断書作成の手引」と「本人情報シート作成の手引」を作成しました。「本人情

報シート作成の手引」には、本人情報シート作成のポイントや記載例を掲載しています。

現在、平成31年4月の運用開始に向けて関係機関等への周知を進めています。

改定後の診断書と本人情報シートの書式や手引は、平成31年4月以降、裁判所ウェブサイト内の後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) にも掲載しますので、そちらもぜひご覧ください。



